

平成24年6月14日(木曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 5 号

平成24年6月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成24年6月14日  
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。  
これより日程に従いまして、順次、一般質問を行います。  
日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許します。  
初めに、宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

おはようございます。  
それでは通告書に基づきまして、今回は3点について一般質問を致します。  
まず最初に、学校給食の安全管理についてです。  
安全、安心で豊かな学校給食を求めて、給食についての質問は、議員になった最初から何度も何度も、この場で取り上げてきました。昨年の6月議会には、できる限り生産者の顔が見えるような、地元の食材を中心にした給食を子どもたちに提供し、生産者に感謝をし、地元へ愛着を持った食文化をはぐくむ学校給食を求めて質問しました。そのためにも、もうけが優先される民間委託にはしないで、安上がりな教育ではなく、黒潮町の子どもたちには最高の教育を行ってほしい。そういう若いお母さんやお父さんたちの思いを、そういう声を届けてきました。

大方地域の住民が待ちに待った小学校の学校給食の実施をする日が近づいていますが、今回は、安全、安心、豊かな学校給食を求める。それを基本にしなが、もう1点それに加えて、福島原発事故による放射能汚染対策についてお尋ねします。

以前、明神議員さんからも質問がありましたが、放射能っていうのは目には見えない、におわないし、味もない。シークレット汚染物だと思います。子どもたちに安全な給食を提供することは当然なことです。黒潮町では放射能汚染に対して、どのような対策を取っていますか。または、取ろうとしておりますか。

まず最初にお尋ねします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。  
それでは宮地議員の、学校給食のですね安全管理についてのご質問にお答えを致します。  
黒潮町の学校給食につきましては、従前よりですね、地元産の食材の使用に努めてまいりました。現在、重量ベースで、県内産品の使用割合が毎年80パーセント以上となっております。また、米飯給食に合う献立の研究などに取り組み、安全で安心な学校給食の提供に努めているところでございます。  
東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定をしまして、原子力対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通をしないように、出荷制限などの措置を取ってまいりました。

今年4月1日からはですね、より一層、食品の安全と安心を確保するために、長期的な観点から、国による新たな新基準も示されております。現在は、これに基づきまして、出荷制限等の措置が行われているというところでございます。

町の食品の納入先はですね、県内産品が80パーセント以上ということになっておりますけれども、コメ、野菜、肉類、牛乳などにつきましては、ほとんどのものが町内産、あるいは四万十町などの近隣の市町村のもので賄っております。

野菜類につきましては、JA 四万十から仕入れておりますけれども、調達できない場合にはですね、産地を明記をしてもらって、主にですね九州方面から調達をしてもらっているところでございます。

牛肉につきましては、牛の個体識別番号で確認をしているところでございます。

さらに野菜などにつきましては、基準値を超えた時点で出荷制限等の措置が取られ、まず市場に出回ることはありません。

そういった中でですね、納入時には野菜、果物等のですね産地の表示をしてもらい、出荷制限に該当しない地域であることを確認をしているところでございます。

放射能問題につきましては、これからも大きな課題はありますけれども、こういった安全な食品の納入ということに努めてですね、学校給食の安全に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

教育長から、大変いい答弁をいただきました。

放射能が怖いっていうのは、ほんと、外部被ばくよりも内部被ばくの方が深刻だそうですね。特に、未来を担う子どもたちにとっての内部被ばくっていうのは、可能な限り避ける。そういう対策を取るべきだと思うんです。それには、まず汚染されていない食材を選んで、それを使うことに徹することが大事だと思ってましたが。それを、今の教育長の答弁をお聞きしますと、かなりですね地元産品を使用してる。そういう答弁がありました。

これは去年の6月議会に私が聞いたときにも、地元産品にかなり力を入れているという答弁をいただきましたので。そのときにも、お米はですね、町内産100パーセントだというふうにお聞きしましたし、それから、今日の話ではこの間より少し数字が上がってるかなと思うのは、県内産品が80パーセント。以前もそうだったのでしょうか。かなりいいペースでですね、地元産品に力を入れてくれている。

ほんとに私がこの給食の質問を始めたころは、なかなか地産地消というのが根付いてなくて、量の確保が難しいという理由で、地元産品に力を入れる方向になかなか教育委員会が立ってくれなかったんですけど、今は、日本中が地産地消を志しています。そういう時代でもありますけども。特に今回、放射能汚染があるということでは、地元産品に力を入れる。また、産地がはっきりしてるものを見極めていく。そして、子どもたちに安全な食品を、食材を与えていくということは、まあ当然のことと言えば当然ですけども、そういうふうな方向を取ってくれているということでは、少し安心したところです。

しかしですね、まあ、カレールーなんかですけども、調味料とか加工食品に含まれる食材がですね、汚染の危険性が出てると聞きます。先ほど、野菜だとかお米だとかお肉、聞きましたけど、できる限りですね子どもたちには、もう汚染の心配がゼロに近い食材を選んでいくためには、調味料とか加工食品、そういうものも地産地消の徹底ができないかなあ、できる限りそういう方向に進んでいけないかな、と思うんですが。

その点はいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

加工食品の地産地消ということでございますけれども。加工食品、まあ調味料ですね、特に。そういったものは、材料的にですねなかなか地元ですべて調達して、その調味料を作るということは、制限もあって難しい部分がございます。どうしても既製のものになってくるということでございます。

一例を取りますと、例えば、近くで生産されております、しょうゆとかですね、そういったものであれば当然地元のものを使いますが、調味料となるとなかなか難しい部分もありますので。可能なものは、できるだけ使っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

可能なものはできるだけ使っていくと、そういう方向に教育長が立ってくれてるということでは、ひとつ安心をしたところですが。

放射能汚染というのは、黒潮町では福島から遠いので、あんまり関係ないんじゃないかなあと思っている方が多いかもしれませんが、決して放射能汚染がゼロとは言い切れないと思います。

福島などの汚染地域の食材が安く買ったかかれて、西日本に運ばれて、産地偽装で市場に出回っている場合もあると、そういうふうにも聞きます。また、市場に出回っている食品検査というのは、5 パーセントしかされてないそうです。当然、食品を抽出して検査をするわけですから、検査漏れが出るのは致し方ないことです。これまでも、粉ミルクとか、福島から遠く離れた地域のお茶だとか、そういうものの汚染のニュースがありました。その他いろいろと例としてはあると思います。

実際に、関東を含む東日本で加工された食品からセシウムが出ている事例が出ていると聞きます。放射能はどこに流れていくのか、どこまで飛散するのか、想像もつきません。

先日、NHK のテレビの番組でやってたんですけど、原発から 80 キロ離れた会津地方の川の汚染を調べてみると、直接川の汚染はないんだけど、川底の土、特に粘土質が放射能と結び付きやすいそうですけども。その粘土質の泥から高濃度の放射能汚染が検出された、というような放送をしておりました。

放射能っていうのは、海に入っても、川に流れても、消えるとか、薄くなるとか、そんな性質のものではありませんので、水や空気、その他いろいろなものを媒体として、どんどん日本中に拡散しています。ですから、地元産品を使う、その給食についてはもちろんありがたいことですが、黒潮町でも放射能汚染がいつまでもゼロと言えないかもしれません。子どもたちに、わざわざ安全性が確認できないものを食べさせるわけにもいかないわけですが。

松本市の市長さんはですね、ご存じだと思いますけども、実際にチェルノブイリの近くに住んでおられたお医者さんです。福島原発事故から放射能汚染の深刻さ、怖さを発信してる方で、松本市では放射能の値というのは、もうゼロベクレルを目指しているそうです。

私は、黒潮町の子どもたちにはですね、放射能の値はゼロベクレルを目指してほしいと、そのように思っております。学校給食の食材は、保護者や子どもたちが自分で選ぶわけにはいきません。

そのためにもまずですね、学校給食でその対策として、黒潮町の給食センターで放射能の検査をする。それを求めます。簡易測定器ですと、300万円ぐらいであるそうです。それを導入して検査をしてほしいと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

まずですね、現在の放射能の食品の汚染状況ということでございます。

国の方がですね、4月以降の新たな基準、これを設けましたけれども。これは、これまでの上限、これを5分の1まで引き下げた厳しい基準ということになっております。厚生労働省の方ではですね、特に子どもに安全を配慮した基準になっているというふうに伝えているところでございます。

それから、参考までにですね、4月1日以降のですね国内の食品、あるいは検査対象になったもののですね、放射性物質の検出の結果でございます。これがですね、品物の数が約2万8,000検体でございます。そのうちですね、基準値を超えたものが約700検体。この基準値を超えたものはですね、主に福島県に集中をしております、約200検体でございます。ずっと西日本の方を見ても、西日本ではゼロということで。新潟県の方ですね、ツキノワグマ、このクマの肉から1検体出ております。それから、神奈川県の高木産のシイタケ、これから1件というふうな状況で、ほとんどが福島県の周辺ということになっております。

こうした状況の中でですね、先ほども申したように町の方としてはですね、国の基準に基づいた、国の検査に基づいたですね、品物の納入ということに努めておまして、当然、この地域に基準値を超えるものはまず出回っていないという判断をしております。当面はですね、この国の基準値に基づいてですね食品の安全基準を定めてですね、学校給食を行っていききたいというふうに考えております。

特段、現時点で町独自でですね、測定をする段階にはないというふうに判断をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

国が安全基準値を出していく、それはまあ、当然と言えば当然なこととして。

私が今日質問してるのはですね、そういう安全なものを国が出してはいるでしょうけども、先ほどもずっと言いましたが、放射能っていうのはどンドンどこ向いていくか分からないし、見えないし、ほんと香りもしない、見えないものです。特に安全性を保っていかなくやなんない子どもたちの食材については、安全に安全を掛けて放射能の測定をしてほしいと、そういう若いお母さんやお父さんたちの声があるわけですね。

それで実際、四万十市ではもう既に購入の予算がついたと聞きます。

それから、先日の新聞で、四万十町の方にはですね、福島から疎開してきた方を代表にしてでしたか、放射能汚染に対して、その測定器をね備えてほしいという申し入れがあって、高瀬町長は、町で購入できるか、測定器の価格や使用方法なども考えながら検討したいと、そういう答えをしてくれております。

今の教育長の答弁ですと、うちではもうやりませんと。国の方で安全基準を満たしてるので大丈夫ですというような答弁でしたけど。私はそこを一步踏み込んでですね、黒潮町としては絶対安全なものを提供してるんだと。そういう自信を持って子どもたちに勧めていくためには、もちろん最初から放射能が入ってるものがやってるわけじゃないけども、これからいつ入ってくるか分からない、見えないものです。そういう安心できる給食をやってほしいということで、今日は質問してるわけですね。

それで、測定器がありますと、その日に使う素材をフードプロセッサーなんかでこう混ぜてですね、毎日測定ができます。で、それを町のホームページなんかで町民へお知らせしますと、まあそういうこともできますし、もし、万一ですね、汚染が見つかった場合には、その汚染源をさらに調査することもできます。こういうふうに、安全性に力を入れている、すごく気を配っていると。県内でも一番安全な地域として、黒潮町をアピールするっていうことにもなります。まあ、黒潮町は津波で怖い町だなあという印象もあるかもしれませんが、こういういいメリットを持った町であるという、そういうことも売りになっていくと思いますし、今後、若い人たちに対しては、まあ移住も増えると、そういう方向もないではないと思います。

黒潮町としてですね、国の方が安全に図ってくれているから大丈夫だというのではなくて、黒潮町としてそういう方向性。まあ、300万とお金が掛かるもんですから、はいそうですか、買いますというわけにはいかないかもしれませんが、子どもたちの安全に使う税金ですよ。ぜひそういう所にも目を向けていただいて、測定器を購入する方向に検討をしてもらおう。今日は、はい、買いますという答弁にはならないかと思えますけれども、検討していただく。そういう方向にはないのでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

安全の基準値をどこに置くかということになるかと思いますが。先にもご説明をしましたように、現時点でそういう状況にあります。これ以外にもですね、高知市の保健所あたりでも、独自の検査体制も整えているようでございます。

近隣の状況がこういう状況でありますし、あまりにもその放射能に敏感になるのもいかがなものかというふうにも考えます。現在の状況でですね、購入について検討するという段階にはなっておりません。

この状況がまた変わってですね、放射能の値が高くなるとか、そういった食品が多く出回るとか、そういう状況になればですね、当然また検討はしなくてはならないと思えますけれども、現在の時点ではですね、そういう段階にはないというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

最初のすべり出しはなかなかいい答弁だったんですけど、最後に来るほどだんだん背中を向けるような答弁になって残念ですけど。

今ですね、ソフトバンクの方でも携帯電話で放射能を測れるような、そういう新製品が出たということも聞きます。

最後、町長にお尋ねしますけども。

この測定器を購入するということを前提にですね、教育長はあんまり考えてないと言いましたけども。ぜひ町長の方、そういうことを考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。税金が伴いますので、そういう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回ご質問いただいた件につきましては、答弁内容は教育長と同様のものがございます。

むしろ、現在、全国的にチェック体制が徐々に広がりつつあるわけがございますから、今回はこのチェック体制から得られた情報で流通規制をします。こういったことが求められているのではないかと考えております。

既に各市町村から国の方に、その流通体制のチェックについてもっと強化をしろと、そういった要望が挙がっているところでございます。我々もその方向で一致して、働き掛けをしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

それでは2 問目に移ります。

2 問目、同和問題にかんする内容についてという質問ですが。

この同和問題っていうのは、同和対策特別措置法が終わってからは、もう行政は、住民も地域も線引きをしない。特別扱いをしない。すべて一般業務と同じく扱うというのが、国の方向だと思います。方針だと思います。私はそういうことでずっと質問をしてきましたけども、今回の質問は、ちょっと聞いてる方には分かりづらい点があるかもしれませんが、ご了承願います。

国が特別措置法が終わってからそういう方向を取って、住民の間でも、部落問題は時代とともに薄らいできておまして、特に若い人たちほどこだわりがなくなり、結婚問題についてさえ、町が行った意識調査にも、数字としてはっきり出ておりました。同和問題の真の解決、まことの解決というのは、行政が薄れつつある差別を強調することではなくて、住民の間に垣根を作るんじゃなくて、住民を分け隔てしない、地域を分け隔てしない、そういうことが肝心だと思います。融合が進んでいる今の現状を受け入れて、特別措置法が終わったことを認識し、きちんと対応してほしい。こういう観点から、今回2 点について、見過ごせないことがありましたので、質問に取り上げました。

まず、その中のカッコ1、1 番ですが。

今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査についてと、住民にはあまり聞き慣れない調査内容ですが。この調査に対して、黒潮町が回答書を出しております。私はその回答書を見せてほしいということで、情報開示を求めています。

最初にも言いましたけども、同和対策特別措置法が終わったという意味は、住民を線引きしてはならない、特定の地域として位置付けてはならないということだと思いますが、この調査は、地域住民、周辺住民、そして市町村と、こういうふうに分けて調査するようになってます。

その調査項目は多岐にわたってまして、年齢階層別人口の実態から住民税の状況、生活保護受給世帯の状況、障がい者の状況、介護保険の状況などなど、細かい住民の実態を書き込むようになっております。このような住民を色分けして調査する目的、目的は何なのかなあと。何をするために必要なのか、疑問が残ります。

最初に質問します。この調査は、全国隣保館連絡協議会からの依頼ですか。回答も、この組織へ出したものでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

おはようございます。

私の方から、宮地議員の2 番、同和問題にかんする内容についてのカッコ1 番についてご答弁申し上げます。

まず、この事業についてでございますけれども。本事業は、厚生労働省における平成23 年度社会福祉増進事

業の採択を受け、国の補助事業として、社会福祉法人大阪府連合福祉会と全国隣保館連絡協議会が共同により行ったものでございます。

調査そのものは隣保館が行ったわけですが、任意の団体であったため、福祉協会のということで事業採択を受けたものでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

県はですね、この調査の協力依頼を部落解放同盟高知県連合会から受けていますが、その協力依頼への回答を尾崎知事の名前で出しております。

そこにはですね、高知県は平成 13 年度末に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効した後は、地域や人を特定した調査を行わず、行政課題ごとに一般施策を実行していくことを県の方針としています。県としましては、今回の調査の一部が地域を特定した調査に当たるため、県の方針に基づき、文書等による市町村への協力依頼は行わないことにしましたのでご理解くださいと、このようにあります。

この調査は、地域や人を特定した調査ですので、県の方針に照らしても行政としては対応してはいけないものだと考えますが、その点ではどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

ただ今の質問でございませぬけれども。

後段、議員は読んでいただいておりますけれども、確かに、県としましては協力依頼を行わないこととしましたのでご理解くださいということになっております。

ただ、なお、隣保館事業における課題を見いだすための取り組みを否定するものではありませんので、当該調査に対する関係市町村の判断や隣保館の取り組みはこれを尊重してまいりますということで、知事答弁としておりますので、特に問題はないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

いや、一応ですね、そういうふう書いてありますけれども、県としては、特定の地域や人を、そういう調査を行わないと、最初に書いてありますよね。それで、私はいかがかなと思ったんですけども。

この点について次に進みますね、ちょっとね。

全国隣保館連絡協議会が各市町村に出した調査依頼には、次のような文章があります。真ん中の方で、大まかには省いていきますけれども。

この調査に全国隣保館連絡協議会が全力を挙げて取り組む趣旨は、隣保館運営費補助金制度存続の取り組みの一つとして、あと、うんぬんと書かれてあるように、この調査は、福祉の名前を付けた隣保館の活動の存続のための補助金確保が本来の目的かと思っております。

この解釈で間違いはないでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

ご答弁します。

宮地議員の今の質問ですね、そのようには思っておりません。

まあ、町民館隣保館運営要綱につきましては、規定の中に、基本事業として社会調査及び研究事業を行うことが定められております。その中で、住民の生活の実態を調査し、その生活の改善、向上を図ることとなっておりますので、その意味では必要な事業だと判断して、回答をしたものでございます。

なお、補足して説明致しますと、この協力依頼を受けまして、まあ幡多郡下にはなりますけれども、6市町村で構成する人権主管課長会を開催致しまして内容を協議し、先ほど申し上げましたような調査ということで、6市町村ともですね協力をするという事になった経過がございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、この調査することにね、特別な、私が言うような問題ではないと、答弁でしたけど。

まあここにはですね、趣旨としてと。趣旨としては、この補助金制度存続の取り組みということが書かれてあるわけですから、まあ、こういう趣旨が入ってるわけですね。福祉という名前は付いてますけど。まあそれについて、課長の方はそういう答弁でした。

それでは次のですね、この調査のですね、9番、10番というのがあります。これ、学校関係の調査です。この9番、10番、学校関係の細かな調査となっています。ここでの調査は、子どもたちを旧被差別地域の子どもと、その他の地域の子どもの線引きをしないと出さないデータだと思います。

高知市や南国市では、この調査には回答ができないと、データを出すことができないとしておりますが、黒潮町ではそのような判断をどうしてしなかったんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

高知市が、その学校関係にかんする調査について回答をしなかったということは、私はつかんでおりませんが、報告は、まあ高知市には30館くらいあるようだけれども、回答をしたということは聞いております。

いわゆる9番、10番の調査につきましてはですね、隣保館の運営設置要綱につきましては、その運営する内容につきまして、周辺地域ということがうたわれております。このことにつきましてはですね、やはり同対法後、議員が言われるような心配もあったようでございまして、大阪府に対してですね、大阪府下の隣保館の方からですね、地域住民をどういうことで説明していいのかという問い合わせがあったようでございます。

その中でですね、厚生労働省に隣保館が対象とする利用者の範囲について教えてくださいということで、1、隣保館設置運営要綱に記載されております、地域住民や周辺地域住民とは、旧法、地対財特法で定められている歴史的、社会的理由により、生活環境等の安全向上が阻害されている地域及びその周辺のことを指しているのでしょうか。具体的にどのような範囲を言うのかという問い合わせをしております。また、情報公開条例に基づいて情報開示も求めています。

厚生労働省の回答としましては、運営要綱における地域住民は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や、何らかの事情で地区指定は受けなかったが、差別の実態を生じていた地域の住民を示すと。また、周辺地域住民は、1で示す地域に隣接する地域の住民を示すということで回答しておりますので。特に厚生労働省がそういうことで判断をしておりますので、その調査を回答することは問題はないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

なかなか長い文章ですので、理解しづらいものもありましたけども。

まあ、調査自体には、その地域の子どもと、旧被差別地域の子どもたちと、そうでない子どもたちとを識別した調査であるので、高知市と南国市はそういうデータは持ち合わせてないと。今はもう、こういうふうに選別しておりませんということで調査を出してないんですけど、黒潮町では問題ないということで出したと。その裏付けとして、今、長い文章を読んでいただいたと思っております。

次にいきますが。

この回答書については、情報開示をしてくれというので私が情報開示を求めまして、回答書を頂きました。それを見て驚いたんですけど、たくさんの部分がもう黒塗りになっておりまして、これ見たらびっくりしますけども。まあ、皆さんには見えないと思いますが。終戦直後の教科書がよく黒塗りになったのをテレビで見ますけど、そういう感じのものだったんですが。ほとんど分かりづらいと、内容はですね。

こういう回答書、全国隣保館連絡協議会へも、この黒塗りの回答書を出したんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

全隣協に提出致しましたのは、数値も入ったもので提出させていただいております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私の方にはこういう黒塗りだったんですけど、その理由も一緒に聞くのを忘れてましたけど。

どうして、こういう黒塗り回答書が来たんでしょう。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

まず、全隣協に回答を、すべて数値を出したということにつきましては、やはり数値を出さないとその目的が達せられないと判断したため、提出をしたものでございます。

なお、このことにつきましては大阪府と全隣協との間です、公開はしないということのですね文書を交わしておりますので、町としましてはそれを順守してくれるだろうということで回答したものでございます。

もう1つ。議員に情報公開求められまして、回答をしたわけでございますけれども、議員の情報開示目的がどういった内容の調査であったかの開示を求めてきたものと判断しましたので、数値を公開する必要性はないものとして判断したためでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

その目的というのは、そういうものを書くようになってたのかどうか私は分かりませんが。

情報開示をするということは、その数字も全体を見せてほしいということで情報開示を求めているわけですね。

その目的が分からないから、こういう黒塗り回答書が来たんですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

いや、目的が分からないからそういう回答が行ったのではなくって、いわゆる情報公開条例に基づいて請求があった場合には、原則、ありのままを公開することとなっております。

ただ、個人情報については慎重な扱いを求められておりますので、中には1けた台の数値があったりとか、特定される部分もございましたので、先にご説明しましたように、議員の目的がどういった内容の調査をしたかということが分かっただろうということと、併せた、個人が特定される部分もございましたので、その数値については非公開とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

個人が特定される部分があったために、まあ個人情報保護ということで、黒塗り回答書が来たというふうに解釈しましたけども。

議員やですね住民に開示できないような個人情報をですね、外部の団体には見せて構わないんでしょうか。しかも、全国隣保館連絡協議会というのは任意団体だと課長、言われましたけど、任意団体ですよね。この団体が、議員や住民には開示できないけども、ここには丸々数字を出して見せていく。

この団体が特別扱いされる理由は何でしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

基本的にはですね、府連、全隣協との共同ということで、先にも申し上げましたけども、町民館を運営する中で必要な数字ということで出さしていただいたものであります。

そして、議員に出せないというか、これは議員でなくても、一般の住民の方からの請求でも同様の扱いをさせてもらうことになります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いえ、私はですね、議員にも住民にもですね情報開示ができないのに、そういう個人情報だから、個人情報を保護してるというのに、この任意団体に丸々回答した。この団体が特別扱いされる理由は何でしょうかって聞いたんです。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

別に、特別扱いをしたわけではございません。隣保館の目指すところがこの調査内容に沿っていることからですね、回答をしたものでございます。

なお、この情報公開につきましては、うちが受け取った時点でまた判断して公開するわけですけども、なおかつ、それで議員が不足があればですね、なお再度のですね請求もできますので、そういったことも含めて答弁させていただきます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

この1番の問題は終わります。

カッコ2番に移ります。

これは泊まり合い事業にかんする質問なんですけども、3月議会です、泊まり合いの教員参加。これは条例違反ではないですかということを私が質問して、それに対する教育長の答弁に納得がいかなかったので、今回また出したものです。

泊まり合い事業は、もう何度も私ここでやっておりますけども、同和問題を象徴するような事業です。住民を地区内と地区外に線引きして、同和対策特別措置法が終わって、県内ではもうどこの自治体でも取りやめている事業なんですけども、黒潮町だけが40年もの間、延々と続けております。

それで、教育長の答弁について再度質問ですので、ちょっと詳しくなって聞きづらい点があるかもしれませんが。

教育長にですね、私が、これは教員が泊まり合いに参加するのは条例違反ではないですかとお聞きしたときに、教育長は次のような答弁をくれました。

県費負担の教職員、いわゆる公立小中学校の先生方ですけれども、任命権はですね、県の教育委員会にあります。ただ、服務監督権はですね、市町村の教育委員会ということになります。このことはですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条にですね、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に従わなければならないと明記されております。このように、教育長が答弁したと思います。

それで、私がどういう質問をしたかというのをちょっと先に言わなきゃいけないんですけども。これは、公立学校の教職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例というの、その第6条に詳しく書かれてあるんですが、まあカッコ内は省きますけども。

教育職員については、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするがあります。原則としては、教員に時間外勤務を命じてはいけません。これが趣旨ですね。で、時間外勤務を命ずる場合は、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとすると書かれてあります。

ですからこの条例には、基本的にもう時間外勤務をさせてはいけないということは、もちろん教育長もご存じだと思います。

それで、緊急でやむを得ない場合、時間外勤務を命じていい場合は、次の4項目ですよと書かれてあるんですが。その4つのうち1つが、生徒の実習に関する業務。2番目が、学校行事に関する業務。運動会とか修学旅行などですが。3番目、教職員会議に関する業務。職員会議ですね。4番目、非常災害など、やむを得ない場合に必要な業務。この4項目以外は、時間外勤務を命じてはいけないわけですよ。

それで、何回も言いますが、3月議会では、この4項目にどれが当てはまりますかと教育長に言いましたら、教育長が先ほどの答弁のほかにはですね、4項目のどれに当たりますかと聞いたときに、上位法が、上位法というのは先ほど言いました43条ですけども。上位法がそういう解釈となっております。従いまして、県条例ではそういう定めがあっても、当然、上位法の解釈で運用がされるというふうに判断をしております。こういう答弁をしております。

私はですね、この教育長がその場で言われた、地方教育行政の組織及び運営に関する法律43条。以後、43条と言いますが、略して言いますが。詳しい内容を、議会事務局に行って、議会後に調べていただきました。それで、この43条を何度もよく読んでおりますと、教育長の答弁はおかしいんじゃないかなと思えたんで

す。

それで教育長にですね、この3月議会、泊まり合いに教員参加をさすのは条例違反ではないという答弁は間違いではありませんか。また、この答弁の変更はないでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

宮地議員のですね、泊まり合いの件についてのご質問にお答えを致します。

この件につきましては、3月議会でもですね答弁をさせていただきました。その答弁の中の、地行法の43条、これの解釈に問題があるのではないかとということでございます。

まずですね、この教職員の服務ということについてご説明をさせていただきます。

まず、上位法の説明からになってまいりますけれども、教職員の服務はですね、服務の意義ということで、これはもう憲法に定められております。15条にですね、公務員のことが記載をされております。まあ、全体の奉仕者ということでございます。

それから、服務の根拠基準としましては、地方公務員法の30条ですね。これにですね、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと明記をされております。この服務の宣誓につきましては、地方公務員法の31条の服務の宣誓を行うということになっておりまして、当然、先生方はですね、4月1日に黒潮町へ赴任をしております。町の職員としてですね服務の宣誓を行っております。ということは、市町村の業務、これに専念を致しますということでございます。

それに基づいてですね、先ほど言いました地行法の43条の具体的な内容に入っていくわけですが、いわゆる、ここで言うておりますのは、任命権についてはですね、当然、都道府県ということになります。しかしながら、服務監督権、これは市町村の教育委員会ということになっております。当然、市町村の業務についてですね、まあ服務監督を行う義務が市町村にはあるわけでございます。ということは、その内容、業務の内容ですね。これについては教育委員会が認めて、必要であるという業務についてはですね、当然、先生方はそれに務めていただくということになるわけでございます。

この県の条例はですね、先生方の時間外の基準を4項目定めておりますけれども、この県の条例はあくまでも、その地行法の下に位置するものということになりまして、上位法として、前回は説明をいたしましたけれども、まあ、該当すると、これが当てはまるということになっております。

このことについてはですね、県の方にも確認を致しまして、県の人権教育課、それから小中学校課にも確認を致しました。それで問題ないという回答もいただいております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

教育長はですね、この条例については解釈問題と。解釈の違いというふうなことを言われましたけど。私は、条例はその解釈問題ではないと思います。原則的に、この条例に従うかどうかということなんですね。

それで、教育長が言いました、服務監督権というのは教育長にあるから、教育長がこれをやりなさいということを教員に言えば、それはもうそれでいいということですよ。条例に沿ってるといふ言い方でしたけども。

それでは、教育長が教員にですね、何を命令してもいいか。服務ですね。業務について、何をやってもいい

か。極端な話ですよ、日曜、祭日もなくて、夜も連日9時までとか、そういう命令を下しても、服務監督権がある以上、じゃあいいのかと。そういうことにはならないわけですよ。その上に、ならないためにこの条例があって、基本的に教員は期間外勤務をさせてはいけないというのがあるわけです。何でもかんでも命令して、教員を時間外勤務さしてはいけないために、わざわざこれが書かれてあるわけですよ。ですから、この条例に沿っていきますと、どうしても緊急で必要な場合にのみ、この4点にのみ間外勤務を認めると、わざわざ書かれてあるわけです。そうしないとですね、先ほど言いましたように極端なこと、何をやってもいいと。いつまでも、いうたら労働者ですよ。を上司の命令で使えるということになっては困るので、わざわざ歯止めをさしているんだと思います。

それで、教育長の43条というのが出ましたので、私は事務局から取ってもらったと言いましたが、教育長が言いました43条はですね、教育長が引用されました部分は、条例の後半の部分です。大事なものは、その前半に書かれてあります。

43条を読みますと、県費負担教職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、法令というのは国の法令ですね。法令、当該市町村の条例及び規則ならびに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規定。規定というのはカッコして、前条、または事項の規定によって、都道府県が制定する条例を含む、に従いと。教育長が引用しなかった部分がここまでは。これから教育長が引用した、43条の市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に従わなければならないと、こうあるわけです。

要約しますと、教育長が3月議会で、答弁で引用しなかった部分。その部分にですね、教職員はその職務を遂行するに当たって、国の法令と都道府県が制定する条例に従い、というふうに書かれてあるわけですね。これを見落としたのかどうかは分かりませんが、とにかく43条には、市町村は国の法令と都道府県の条例に従うことが明記されてると思います。これ、解釈の問題じゃなくて、文章にそう載っておりますよね。国の法令に基づいて県の条例があるわけですから、教育長の、上位法があるので県の条例違反にはならないという答弁は、私は明らかに間違ってると思います。

さらにですね、上位法にこだわる教育長の答弁でしたので、教員の時間外勤務について、上位法である国はどのような法律を持っているのか。これも議会事務局に頼んで、取ってもらいました。国の法令でも、県の条例と趣旨は同じです。まあ、言ってみれば当たり前のことですけども。

国の方ですね、時間外勤務を命ずる場合、これも、教職員の時間外勤務を命じる場合は、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限ると、このように定められております。で、その緊急にやむを得ない必要があるときは、国の場合は5項目ですが、その5項目というのは県の、先ほど私が4番まで読み上げました4項目にですね、教育実習が入りますので、それで5項目になってます。あとは県の条例と、内容は全部おなじです。

再度教育長にお尋ねしますけど、43条でいきますと、国の法令に従わなくてはいけない。また、県の条例にも従わなくてはいけない。このように書かれてあると思うんですが、教職員の時間外勤務、泊まり合いに参加することは条例違反じゃないでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

先ほど、上位法の説明を致しました。地方公務員法の中でですね、教職員のサービスの宣誓ということがあります。サービスの宣誓についてはですね、地方公務員法の31条の中でうたわれておりまして、そのことも言いました。

そして、どういった形でも、どういう内容でも、先生方に命令できるのかとか、そういうお話がありましたけれども。当然、市町村がどうしても必要であるという業務についてはですね、先生方にお願いをしてですね、勤務をしていただくということになってきます。例えば、PTA の関係であるとかですね、そういった形で、これ以外に勤務をすることも当然出てくるわけでございます。そういった形で、先生方の勤務というのはですね、こういった形で縛られにくいその勤務条件にありますので、まあ一定のこういう基準は定めております。

繰り返しになりますけれども、上位法の解釈の中で市町村の職員という位置付けになっておりますので、それは市町村の認める業務。これについては市町村、教育委員会の方で命令、指示ができるということになっておりますので。そういった形で、必要なものにはですね当然参加をしていただいております。

泊まり合いの例が出ましたけれども、これは土日の参加ということになっておりまして、当然、休日勤務ということになるわけで、これは代休措置という形になっております。そういった形でお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

今の教育長の答弁ですと、県の条例で、時間外勤務は基本的にはさせてはいけない。どうしても必要なときに、また、緊急な場合のみという条例がある。また、国の法令もそういうふうに定めてあるんだけど、町が認めた場合には、そういうことを考えない、考慮しないでできると。

そういうふうに、私、解釈しましたけど、それでよろしいんですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

そのように考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

では、国の法令違反、県の条例違反をやってもいいというのは、他の市町村でもそうでしょうか。それとも、黒潮町だけのことでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

これは、他の市町村でも同様のことでございます。

どこの市町村で、どういった内容で、どういう時間外をやっているというところまでは把握はしておりませんけれども、同様の扱いであるという判断をしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

分かりました。

教育長は、国の法令がこうであれ、県の条例がこうであれ、市町村で、その解釈によっては条例違反に、私

は該当すると思うんですが、該当しないと。解釈方法で時間外勤務が命令できるという答弁でしたので、これ以上は聞きませんが。今後、またこれを精査して、次回、納得いきませんので、また次回のときに質問したいと思います。

それでは3問目に入ります。

3問目は、住宅リフォーム助成制度の創設をということなんですが。昨年9月に、この制度については質問しましたけども、そのときはですね、産業室長の答弁でしたが、簡単に袖にされたような、そんな感じでしたので。違いましたかね。再度、制度実施を求めて質問を致します。

住宅リフォーム助成制度と聞きますと、まあリフォームという言葉で、家を大々的に改築するイメージがあるかと思いますが、この制度はそうではなくて、もっと小さな工事が対象です。家の部分的な改修工事。例えば、屋根のふき替えとか、古くてゆがみが出てきた床を直すとか、ふすまの張り替え、畳を替えたいとか、手すりを付けたい、またはトイレの改修などなど、家の部分改修が主な工事です。

工事額も、10万円とか30万円、100万円とか、そういう少額で、補助額も、最高限度額、各自治体によって異なりますが、10万円とか20万円ぐらいの、そういう自治体がほとんどです。

こんな小さな工事で緊急経済対策になるのかと、そういうふうと思われる方がいるかもしれませんが、家を1カ所を直すと、ついでにですね、ああ、あっちも直そうか、こっちも直そうかと、最初の見積もりより工事金額が増える人が多いのだそうです。

ですから、須崎市では昨年、県内では初めてこの制度を取り入れましたが、補助をする予算は1,000万円に対して71軒の申し込みがあって、7,000万円の工事が生まれたそうです。希望者が多くて抽選になったようですが、結局、9月議会で700万円の追加補正を組んで、それから、これは1年間だけの期限付きの補助だったようですけども、さらに延長して、今年度も1,500万円の予算を組んだと聞いております。

全国でもですね、同じような例がたくさんありまして、今ではもう400近い自治体の実施に踏み切っております。

県内では、今年は須崎市に続き、香美市、四万十町、田野町が実施するそうです。地方は経済が冷え込んでいますので、須崎市には問い合わせが多く来ていると聞きます。

この制度の特徴は、経済効果が非常に大きいということですが、家を直そうかどうしようかと考えている人、迷っている人がですね、補助があるなら今のうちに直そうと、迷っている住民の背中を押すことにもなり、工事の発注が増えたそうです。

それで肝心なことはですね、この制度は地元業者を使う。地元業者を使うことが、補助を出すための条件だということです。黒潮町にも中小の建築関係者の方々がたくさんおられますが、長引く不況で、新築工事は極端に減りました。新築工事が減りますと、建築業者さん、大工さんや左官屋さん、内装業者さん、また関連の仕事、そして雇用も減りまして、町内の景気の冷え込みをさらに長引かせる要因の一つにもなっています。

ぜひ、このご時世だからこそ、地元業者の仕事を増やす緊急経済対策として、この制度を取り入れることを求めます。特にですね、今はもう黒潮町は津波が来るという、そういう危険性がありますので、家を大きく改築しようと思っている人もためらっているんだそうです。で、それなら一部分だけ、どうにもならない部分だけでも直したいと、そういう声もあります。地域経済波及効果が非常に高いと関心を集めている制度です。しかも、今後ずっと続くのではなくて、1年とか2年とかの時限立法です。地震、津波対策で揺れる黒潮町ですけど、目の前の暮らしも大事です。町民は仕事がなくて困っています。

黒潮町でも、ぜひこの制度を取り入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、宮地議員の一般質問の3番目、住宅リフォーム制度の創設についてお答え致します。

本来なら、引き続いて産業推進室長にやっていただきたかったんですけども、私の方にお鉢が回りましたので、私の方からご答弁させていただきます。

ご質問の中にありました須崎市の方に、私どもの方も問い合わせを致しまして、どういった制度なのかというところを少し勉強させていただきました。

ただ今、ご質問にあったような予算措置、そして制度等を聞き及んで、確かに緊急経済対策としてはいいものだというふうに認識をしております。しかしながら、昨年の9月議会で産業推進室長がお答えしたとおり、大きな事業をやっていますんで、予算的にちょっと難があって、厳しい状況だとお答えを致したところがございます。

その予算的なことを、須崎市さんの方に少し問い合わせをしてみますと、須崎市さんの方は社会資本整備総合交付金事業を活用して、このリフォーム制度をやられているようでございます。

黒潮町におきましても、当初予算の9款の防災費の中に、木造住宅耐震改修工事補助金という制度がございます。これも、昨年ご答弁させていただいたとおり、23年度から事業展開をしているところでございます。

この補助金制度の中で、現在やっている木造住宅耐震改修工事を事業の中の基幹事業と位置付けて、そして、その事業を効果促進するという意味合いで住宅リフォーム制度を位置付けるならば、一定の補助金も得られるのではないかとこのところまで達してまいりました。従いまして、予算的には少しくリアができるのではないかなと思っております。

議員もおっしゃられたとおり、利用者のサイドから考えてみますと、大規模な工事に至らず、まあ、おおむね100万円程度で、それほど耐震診断とか、基準とかの手続きを経なくても簡単なリフォームができることで制度化されれば、地域住民の方には大変いい事業だと思うところでございます。

そして、先その社会資本整備総合交付金事業の手続き等いろんなこともございますけれども、議員がおっしゃる緊急経済対策という視点よりも、後段、議員がおっしゃられた地震対策としてのリフォームという位置付けで、緊急防災対策ということでこの事業をとらえるならば、社会資本整備総合交付金事業の中の効果促進事業として、事業が制度化できようかと思えます。そうすれば、町の目指す防災づくりの目的の達成するその方法の一つとして、人を逃がす環境づくりということに大きく寄与できようかとも思えます。

そういったことも含めまして、この社会資本整備総合交付金事業に入れるのかどうなのか、そういったことを役場の係の中でも協議が必要でございまして。前向きに検討させていただくということでご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

前向きに検討するという答弁をいただきました。

ただ、防災にかんする予算枠ですので、ちょっと、緊急経済対策として住民が住宅リフォームを利用する場合に、ある程度利用する範囲が限られてくるわけですよ、こうなると。まあ、それでもやらないよりはいいわけですが。

今までの住宅リフォーム助成制度というのはですね、ほんとに家の中の床がね、へっ込んでるからそれを直

したいとか、いろいろ細かい点。防災に限らずですね、畳を張り替えしたいとか、ふすまを張り替えしたい、そういうものまで含まれてる市町村が多いわけですが。

そういうような、どのへんのまで対象になるのか。そういう大枠はありますでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

そういったことも含めて、今後いろんな所で勉強させていただいて、黒潮町独自の補助制度、なるべく利用しやすい補助制度にしていきたいと考えてるところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そういうことも含めて、前向きに検討していく。まあ、やるという方向で検討していただくわけですから、これ以上言うことはないわけですが。

1つですね、より多くの町民の皆さんが活用できるように、4点ばかり提案があるんですけども。

まずですね、申請手続きですね。これを簡単にする。これをぜひお願いしたいです。こういう制度があっても、もう、あれとこれと、ああいうことを書かなきゃならないとなると、ああ、もうええわと。特にお年寄りの方は、手続きが面倒くさくてやらないこともありますので。ぜひ、最初に申請手続きを簡単にする。

それから、対象工事の金額を、まあ、あんまり高額にしてないでいただきたい。

で、対象となる工事内容は制限しないでというのを要望しようと思いましたが、防災ということが係りましたら、いろいろ何にでも使えるというふうにはならないかもしれませんが、いろいろの解釈方法を課長なり係の方が工夫して、なるべくいろんな所で使えるようにしていただきたいと。

それから4点目ですね。これはですね、税金ですね。税などの未納業者を画一的に、工事を受注する事業者から排除しないでいただきたい。まあ、いろいろな方がおいでと思うんです、今の不景気の状態です。そういうことを、画一的にこれはいかんと排除するのではなくて、やっぱり町内業者、今ほんとに困ってますので。そういう観点からですね、町の経済を興すという観点から、大きな心でやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

この4点。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

今後、協議、検討させてください。

そして、申請手続きということございましたけど、須崎市さんに問い合わせをしたときにふと思ったことですけれども、市レベルの自治体では、建築士の資格を持った職員がおいででございます。見積書等が出てきたときに、即これが公に認められる工事費なのかといった判断ができようかと思えますけれど、残念ながら、黒潮町には建築士の資格を持った職員はございません。その比較対象をどういったことで認めるかといったことが少し課題になるのかなあと、係の中では今話しているような状況でございます。

そういったことも含めて、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

まあ、1 つの事業をするにしてはほんとに、係りの方は私たちが思う非常に大変なことがいろいろあって、あれもこれも全部を網羅するという点では大変ご苦勞があると思いますが、まあ、前向きに検討して下さるということですので。

来年度をめどにというふうに考えてよろしいでしょうか。最後に、課長。

議長 (山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (武政 登君)

それは少し、お答えできません。

ただ、前向きに検討は致します。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

まあ、前向きにということですので、取りやめましたということはないと思いますので、ぜひ、来年度をめどにやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長 (山本久夫君)

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、10 時 40 分まで休憩します。

休 憩 10 時 22 分

再 開 10 時 40 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、明神照男君。

10 番 (明神照男君)

議長のお許しをいただきましたもので、町長と教育長に4点についてお聞き致します。

今議会、一般質問者13人のうち9名が、この震災関係の質問で。これはうちだけやなしに、まあ高知県下と申しますか、西日本、この太平洋沿岸の市町村ではそういう傾向が、自分はあるがやないかと思えます。

そういう中で、この対策、取り組み。その結果は、それぞれの市町村の、まあ昔の言葉で言うたら、鼎(かなえ)の軽重(けいちょう)が問われるのではないらうかと、私は思うております。まあ、私が申し上げるまでもない、今、国会は国会で、消費税とか社会保障、それから、その大飯原発の再稼働とか問題ありまして。

まあ、言葉は悪いかわかりませんが、消費税と社会保障については、民主党と自民党が政治談合というか。まあこれ、談合という言葉は自分、悪い言葉やないと思うがです。ただ、それが国民の皆さんの目的のためにね、の話し合いなのかどうかやと思ひましてね、自分は談合には、言葉にはね自分個人は抵抗してないがです。要は、目的が何かやということやないらうかと思うわけですが。

私たち、3月その31日の有識者検討会が出したね、震度が6とか7の地震。それによる推計高さが34.4メートル、うちの場合は、いう、その津波の問題。

まあ自分ね、この福島原発についても、想定外やというような考え方を持たれた方の話として、34メートル

の津波も、地震、津波でも心配はないき、心配しなやいうことを言うちょうわけよね。あの有識者会議で、言い訳に。自分ね、ほんまにね、これ、権威のない話やと思うがです。これは、その結果によって私たちの町も、町だけやない、先に言ったこの太平洋側の沿岸の市町村はよね、今までの計画のやり直しとか、いろいろな問題。それから、よくうちらで言われる、個人個人の問題としたら、これはほんまにどんなになるろうかという不安も出てきちよるわけです。にもかかわらずいうように自分は思うもんでね、ほんで、ほんまに無責任な発言やと自分思うがです。ただ、現実にはそういう地震、津波が来るということは、自分らがこれからの一日一日の中、町長はじめ執行部にとったら行政の中、自分ら議員としたら議員活動の中で、そういうことを前提にして自分ね、取り組む問題やと思います。

そういうことで、4点のうちの1点、震災とまちづくりについて。

私事ですけんどね、自分、家に3人孫がおるわけです。そしたら小学校2年のがが、この間、佐賀で保育園、小学校、中学校ね、避難訓練をしたいうことで。それで、先生が感想文を皆に書かしちよったと思うがです。その中で、うちの孫がね書いちよるががね、地震くん、地震くん、絶対来なや。絶対ぜよ、いうて書いちよるわけで。いうこととともに、やっぱ避難しよるときにね、やっぱ滑って転んだ子らもおるというて。ほんで、早うに道をね、避難道をやってもらいたいというようなことも書かれておりました。

まあ、現実にはいろいろ、うちの町でも、この避難道対策はやっておるわけね、ここをやってここをやらんいうことじゃないことは分かりますけんど。まず、住民の皆さんが一番心配していることは、その避難道を早くやってもらいたいということだと思いがです。

そういう中で、自分、まず1点目の1としてお聞きしたいのは、この34.4メートル、3月31日の予測、いろいろな問題が出てから後、うちの町で今まで取り組んでいた事業の変更が出てきちよると思いがです。ほんで、どういふものに、どういふ形で変更が出てきたか。それとともに、そのためにお金がどうなったかいうことについて、第1点としてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

明神議員のご質問にお答え致します。

まず、通告書に基づきまして、新想定を受けての変更点について申し上げます。

喫緊の課題の中で、まず大枠見直しをしなければならない部分。この部分について申し上げます。

まず、当然のことながら、想定が変わったわけがございますので、避難場所の見直し、これが喫緊の課題となっております。これは主に、高さの問題でございます。

それからまた、これもだんだんに答弁しましたけれども、避難タワーがまず機能するのかなど。これの再検討がまず必要となってまいりました。

また、黒潮町の防災基本思想の中にも盛り込みました、避難手法。こちらにつきましては、これまでにない車両避難も積極的に検討するというところでございます。そうなりますと、この手法につきましては単なる手法を定めるだけでなく、それを担保するインフラ整備が必要となってまいります。そうなりますと、液化化が広範に見込まれる、特に大方地域につきましては、もしも車両避難という手法を選択した場合、それに対応した液化化対策ならびに耐震化構造を持った道路の設置が必要となってまいります。これはインフラ整備という観点から申しますと、これまでの町の防災施策の中でも大きな変更点だと考えております。

それからまた、有識者会議の見解のお話ございました。議員おっしゃられるとおり、その文書の中に、決して、次に南海トラフ沿いにおいて起こる地震を想定したものではないということでございます。しかしなが

ら、我々と致しましては、本来でしたら次に起こる南海地震を想定していただきたいというのが本音でございますけれども、現在の地震工学、そういったものの科学的知見からは、それを求めることができないということになっております。そうなりますと、限られた条件、判断材料の中で、今回のその最悪想定が示されたと、そのように理解しているところでございます。

それからまた、住民の皆さんから最もニーズの高い、いわゆる喫緊の課題、避難道の整備でございます。こちらにつきましても、議員と同様の認識でございます。とにかく私たちに今求められているのは、今できるベストを尽くしていくこと、これをしっかりと積み上げる。こういった実務を進めていきながら、並行して将来の町の姿を描いていくと、こういった作業が求められていると思っております。

また、将来の町の姿等々につきましては、後段の質問もございますので、そちらの方で答弁させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

後段という言葉があったもので、自分、新庁舎の問題ね。これが一番お金掛かると思うのですが、自分は。それらについても自分、どういう予算措置というか、お金。それが抜けておりましたけど、後段いうあれがありましたもので。

そういうことを前提にした中で自分思うのは、一昨日からのこの一般質問の中の、これをしてもらいたい、あれをしてもらいたいとか、こうやったらどうかいう中で出てきた言葉が、まあ、単純に言うたらお金がないと。大きな事業をやっているから、いう言葉が出てきたわけですが。自分はね、ほんとに今、庁舎をやらないかんろうかと。確かに庁舎の事業、高台へ移転いうことは大事なことやと思います。が、それはね、去年3月31日の南三陸とかね大槌。ああいう、もう庁舎そのものがなくなって、後の対策がすぐにスムーズにいかん。やっぱ庁舎は、安全なところへ持って行っちゃかないかんねえいう発想ね。自分もね、去年のあの震災後はそう思いました。しかしね、今、それはね自分考えてみたらよ、生き残った後でどうするかの問題やと、自分は思うわけ。

これは、あくまでも個人的なことになるか分かりませんが、今自分らはどうやったら生き残れるか、という問題が目の前へ来ると、自分は思うんですよ。ほんで自分ね、自分自身がよ、運が良かったら生き残れる。が、運が悪かったらどうなるか分かんないと、自分思うんですよ。自分はね、そういう考え方があるもので。

確かに、一昨日ですかね、町長は1人の犠牲者も出さんような取り組みをしたいと。町民としたらね、ほんとにありがたいことです。ありがたいことやと思います。しかし、ほいたら高台に庁舎ができたきいうてね、昨日も課長の答弁でちょっとありましたけど、町長は犠牲者が出さんように、犠牲者をいうことはいった話でしたけどね。あそこに新しい、高台に庁舎ができたことで、震災による犠牲者がよね。まず、震災による地震、津波による犠牲者がね、自分ね、減せるかいうたらね、自分は減せんがやないか思う。

ほんで自分は、初めにも聞いていただいたように、あそこに今、これはいろいろな国の制度とか、いろいろな問題もあります。ありますけれど、けど、まず命を大事にということを考えたら。考えたら、これはなかなか難しい問題ですけど、ほいたら庁舎は一時延期しよう。その財源、それはいろいろな制約もありますからですけど、その財源で1人でも犠牲者が出ん取り組みをするのがよ、第一じゃないろうかいうように自分は考えるもので。

ほんとにおかしいことじゃないかも分かりませんが、まあ、そうやねいう話にならん質問ですけど、

その点はどうですらうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

庁舎の高台移転ということで、役場本庁舎のお話であると理解しております。

まず、本庁舎の高台移転について、ご理解いただきたい点が2点ございます。

おっしゃられるとおり、大型事業でございます。それぞれ予算も労力も、相当要すると認識しております。ただし、これから黒潮町にとりましては、この防災課題。これは、喫緊かつ最重要課題ととらえておりますけれども、防災課題の解決以外は事業をすべてしないと、こういったことにはならない。ここはご理解いただければと思います。この中には当然、福祉、教育も含まれるわけでございます。まず、これが第1点でございます。

それからもう1点は、この庁舎移転、これが延期できる、延長できる段階にないということでございます。ご承知のとおり、役場庁舎の移転につきましては、その移転場所がどうかということを除きまして、まず移転しなければならぬという現状をご理解いただきたいと思います。

ご承知のとおり、国道56号大方改良の進ちょくに伴う移転でございます。昨年度、本線にも着工致しまして、現在の移転スケジュールでも、なかなかスケジュール的に非常にタイトなものとなっております。そういった環境の中で、ぎりぎりのスケジュールで事業を進めていると、そういった状況をご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分の質問も質問でもあるから、町長のご答弁も大体自分は、それこそ予測、想像しておりました。

確かに、ただ問題はね、基本的に自分は今、自分らが取り組まないかんことは、ほんとに町長がおっしゃる、1人も犠牲者を出さんためにはどうせないかんかということが自分第一やとね、自分思うもんで、そういう質問さしていただいたわけですが。

そういう関連の中で、まあこれは町長にもちょっと聞いていただいております問題ですが、その被害を抑えるための、まあ取り組みいいですかね。これは町の取り組みじゃないですけど、たまたま自分、そういう機会があったもんでですが。

富山の奥村教授という先生が、津波の力を抑えるという構造物。ほんでそれは、水槽実験では一応効果が考えられるという話までは進んじようようです。ただ問題は、実際にどうかという問題で。ほんで、これも確定した話やないとは思いますが、そしたら国交省の方で3件というか3地点。ほんでまあ、東北で1件と、それからもう1件は静岡県。静岡県は多分、焼津の付近か浜松原発の付近なるがやないろうかと思いますが。それから、34メートルの効用と申しますか。ほいたら、高知の黒潮町というような話があるということを耳にしちようわけです。それで、その話はちょっと町長にも聞いていただいたとは思いますが。

仮にそういうような動きがあるとしたら、その事業を黒潮町でやってもらうという取り組みについて、町長はどのようなお考えかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先日、議員から頂いた資料のご質問であると思っております。

双胴型の施設設置による波力の相殺、あるいは反発力を利用した減水、こういったものの施設のお話であるかと思っております。

まず、町が行う事業ではないというカテゴリーに属するわけでございます。そしてなおかつ、多額の費用を要すると、こういったことが想定されます。

先日、議員にもご相談をさせていただきました、高知港湾事務所、こちらの方に資料の提出をさせていただきました。黒潮町としましては、これまでだんだんに答弁申し上げておりますとおり、専門的な技術職員を抱えておりませんので、その技術の効果、こちらについて検証する手法を持っておりません。しかしながら、この海岸保全施設。こういったものにつきましては、避難時間の確保、いわゆる津波の到達時間、これを少しでも遅らせる。そういったことによる避難時間の確保をする。こういったことのためには非常に重要なものであると思っております。

しかしながら、まだ現段階において具体的にどこに要望していいのか、そういったことには至っていないといったところが現状でございますが、可能性があるなら、積極的に働き掛けをさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

自分、聞いていただいたように、まだ確定してどうこうということでもないし、具体的に進んでおるわけでもない。ただ、国交省の方では、ある程度取り組みについては検討しておるといような話もあるもので。

ほんで、まあ自分は詳しいことは分かりませんけど、ほいたらそれをやるとしたとき、うちの町の負担とかいうもんは、それほどのもんじゃないがやないろうかと。国の事業でやるわけで。通常の、何を造ってもらいたい、ほいたら地元の負担がこればあぜよとかいう形の事業やないと思うもので。ように自分は思うものでね。ほんで、町長にそれをお聞きしたわけで。

まあ、今の町長のご答弁では、ある一定の条件というか、そういう問題が出てきたら、それこそ先ほどの宮地さんやないですけど、検討はしていただけるということで構いませんかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

若干、語弊があったかも分かりません。

検討するというよりも、働き掛けをさせていただくということでもよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

それで、通告書の第1点の問題で、それで、今までも何回かその事業の変更とかいうことは議員協議会なんかでも出てきておって、おおよその話はまあ分かっております。

1 つ自分お聞きしたいのは、そのために、例えばの話が、佐賀地区で今、まあ自分ら観音さん言うがですけれどね、あそこにコンクリで石段ができたわけです。あれはありがたいことやと思うがです。ただ問題は、あそこが21メートルやもんで、果たして自分ね、次に予測されるような地震、津波が来たときに、あそこへ逃げていく人がおるろうかと。恐らく自分、おらんと思うがです。が、問題としては、そしたらあその上に避難

タワーを造るとかいう考え方も出てくるとは思うのですが。

そういう問題等もあるもので、自分はこの事業についてはこういう、まあ大きな事業。こういう変更やりましたと。で、そのためには予算が大体これくらいアップというか増加します、というようなことをお聞きしたいと思うのですが。その点についての答弁は後でという、先のあれでしたけど。大ざっぱでも構いませんが、その数字とかいうものについては、まだはっきりしませんかね。結局、例えば、観音さんに。

石段はできたと。けど、残念なことには、まあ一応予測が34メートルですきね、先にも聞いてもろうたように、なかなかあれ利用するいう人はおらんと思うがです。

が、場合によったらあそこへでも上がらないかん場合も出てくる。条件によたらね。が、21メートルでは意味がないと。あの高さがね。そしたら、その上に避難タワーを造ろうかと。例えば21メートルですき、単純に言うたら15メートルの避難タワーを建てるとよね、その34メートルの津波が仮に来たとしても対応ができる。ほいたら、利用する人ができるというように思うもので。

そういう事業については、どうするこうするとかいうお考えは、今の時点でないかどうかということ。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、現在ご心配されておられます、あの個所。これから、あの個所のもう少し北側に行った所に、さらに大型の避難道の設置を計画しております。そしてこれは、高さは十分クリアできるものとなっております、上部の避難場所も十分広さを確保できると、こういった計画になってございます。そちらの方で対応できればと思っております。

それからまた、議員ご指摘のとおり、高台の上に避難タワーをということでございますが。これも当然、積極的に検討していかなければなりません。

しかしながら、自然的な地理的条件を活用した避難タワーの設置につきましては、いろいろ制約がございます。例えば、大型の避難タワーでございましたら、まず車両侵入が可能である、そういった運搬道路が設置されていなければならない。あるいは、設置することができる立地条件である。こういったことが条件となってまいります。すべての所について高さをクリアできる、高台の所にさらに避難タワーを設置して、高台をクリアできるということにはならないと思っておりますけれども、可能な限りの対応はしていかなければならないと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

金毘羅さんの点につきましてはね、まあ今おっしゃるような。

ただ現実には、自分この問題も今までにも聞いていただいたようなことで、自分はもう去年の6月からよね、うちらには100余尺という津波の記録があると。それがうそかほんまか、それは分からんと。が、現実にある。その歴史を自分は生かさないかんがやないろうかと。ほんで、まあ、国が20メートル、25メートル、県が20メートル、25メートル言うたち、そんなが当てにならんぜよということを自分言わしてもろうたこともあると思うがです。そういうような。

ほんで結局、自分らあ観音さんへお参りに行くには道が良くなったものでありがたいことですけど。けど、避難という対策としたら結果として、今さら県に文句言うても、国に文句言うてもいきませんけどね、あそこへほいたら何のためにお金掛けてあの階段造ったろうかという問題が現実には。これはうちだけやなしに、

隣の四万十町、興津のねタワーなんかも出てきちよるわけですね。そういう問題も含めた中で自分は、うちの町のそういう避難対策をこれからどうするか、どうお考えになっておるかということで質問してもよろしかったわけです。

そういう問題とともに、この2点目の、現実に30メートル、35メートルという津波が来るとしたときに、東北の南三陸とかね、大槌とか高田のように、これは前にも言わせてもろうた、なんちゃいなると思うがです。ほんで、けんどこればつかはよ、逃げることできんと思うがです。この災害はね、地震を止めることができん。地震を止めることができんいうことは、津波も止めることができん。しかし、その後ほいたらどうするかという問題やと自分思うがです。

それでここには、震災対策および復旧復興の構想について、町長はどのようなお考えを持っておいでますかということを出さしてもよろちよるがですが。これもなかなか難しい問題やとは思いますが、難しい問題やき、大事な問題やと自分は思うがです。

そういうことで、繰り返しますが、この対策および被災をした後、復旧、復興にどのようなお考えを持っておいでるかという質問です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

復旧、復興についてのご質問にお答え致します。

まず、黒潮町では防災の基本思想を取りまとめる、こういった作業と同時に、さまざまな業務のロードマップの作成に取り掛かっております。現在、たたきができて、これをこれから精査、協議をしていくという段階でございます。

大きく分けて、3つに分かれております。

1つは、直近3年間の計画。これ短期計画と呼んでおりますけれども。こちらは事業計画、こういった性格のものになろうかと思っております。

それからもう1つは、中期的な計画。これらは、その3カ年の短期的計画が消化できる、あるいは、消化していきながら中期的視野に立って臨まなければならないもの。これは先日、下村議員からもご質問ありました、文教施設をどうするのか。あるいは防災に絡めた統廃合、再編計画はどうなるのか。こういったことについても、中期計画の中でもんでいかなければならないと思っております。

それからもう1つは、30年程度の長期計画でございます。これは30年かかりますということではなくて、10年以内に完了することはできないでしょうと。こういった項目を、長期計画の下に定めております。これらにつきましては、例えば住宅の高台移転であるとか、そういったことでございます。

その基本ご理解をいただいた上で、まず復旧についてでございます。この復旧を担保するために、黒潮町の防災の基本的な考え方、これの中で拠点的公共施設は、今回示された津波高、津波浸水区域、これの外に建設をするということを表明させていただきました。議員がご心配のとおり、陸前高田のように庁舎機能、行政機能はすべて失われ、復旧がままならない。こういった状況を防ぐということでございます。そして、これは現在、各種報道、紙面等々でもご承知のところであろうかと思っておりますけれども、災害そのものでお亡くなりになっていなくても、その後の災害関連死、これら数千人に及んでおります。この中には、生活環境の悪化による持病の悪化や、あるいは病気の誘発、この中には自殺も含まれるわけでございます。こういった環境を絶対に阻止しなければならない。そのために、拠点的公共施設は必ず機能しなければならないと考えております。そういった考えで、まず復旧思想をこれからつくり上げていかなければならないと思っております。

また、復興についてでございますけれども、こちらにつきましては、まず3カ年の喫緊の課題の事業計画。これを進ちよく、あるいは消化させていただきながら、それと並行して、防災計画等々の見直しの段階で協議をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、現在の私どもの知見、あるいは経験、知識では、まず復興計画、精度の高い復興計画が成立すると到底思えないといったような状況でございます。そういう中で、これから有識者の皆さま、当然、議会の皆さまもそうでございますけれども、さまざまな方にご意見をお伺いしながら、まず2点の視点を持って復興計画を作っていかなければならないと思っております。

1つは、当然のことながら生活復旧でございます。生活が再始動できる、そういった環境整備をする。これがまず1つでございます。

そしてもう1つは、機能でございます。気仙沼にお伺いしましたときに、市長さんがおっしゃられていたことでございますけれども、産業復興なくして真の復興なし、そういったことでございます。特に気仙沼は、水産業をはじめ産業の町でございますので、こういったセリフになったと思っておりますけれども、黒潮町にとっても同一であると考えております。

そういった、さまざまな有識者、あるいは先進事例に学びながら、精度の高い復興計画を作っていかなければならないと思っております。

また、補足になりますけれども、気仙沼市役所に危機管理監、兼任で危機管理課長をされている職員の方がおられます。この方に、黒潮町の危機管理アドバイザーとしての就任を現在調整しているところであり、また併せて、現在進めております防災のための職員研修の講師として招聘（しょうへい）する、その日程調整を行っているところでございます。

先進事例から学ぶことは非常に有効な手だてであると思っております。この先進事例に学び、あるいは有識者、あるいはさまざまなご意見等をお伺いしながら精度向上が図られる、そういった復興計画にしていかなければならないと考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

町長のお話のようにね、犠牲者の問題も、災害による犠牲者と、それからあと、災害後の犠牲者の問題でね。恐らく、自分もそれ思います。先ほどの自分、庁舎のあれにしてもよ、災害から後に出てきた犠牲者の家族の皆さんは、役場を高いところへ持っていちよって、じき対応ができるようにしてもろうちよったらよかったに思うと、自分は思います。

それから、災害によるね犠牲者。その家族の皆さんはよ、例えばの話、これは自分が思うたことですけどね。あんな役場らみたいなこと今じきやんでもよ、災害による犠牲者がないような、するための手だてをしてくれちよったら、もしかしたら津波に死なざったかも分からんというように、自分思うと思うがです。これは立場立場によってね違うことやきに、どちらがいい悪いは言えませんが。

ただ1つ、自分、昨日、おとといから出ておった庁舎の移転、それから町そのものの移転の問題。これは自分が言うように簡単なもんじゃないことは分かりますけど、何を基にして、基本として、町の在り方を考えるかいうところから分かれる問題やとは思いますが。そういうことで。それで、この質問の中の復旧の対策の問題も、まあ町長から今、気仙沼職員の皆さんのいうお話もいただきました。

たまたまね、自分ね、この間気仙沼へ出かけておったときに、町長もご存じやろうとは思いますが、伊野か佐川のご出身の馬場治先生、東京海洋大学の。あの先生が気仙沼のね復旧の関係の委員をされておいで

ね、それで、たまたま一緒にする機会があったもので、先生、どうせうちらも津波が来ることは分かっちゃよきに、来てから後どうするかという問題が自分は大事やと思うということで。まあ、これは出過ぎたあれになりますけど、先生、自分帰ってね、町長に聞いていただいてよ、その先生の知恵もお借りしたいというようなあれがもしあったらよね、お願いしたいと思いますが、というような話もさしてもらうたことですけれどね。

自分ね、確かに防ぐことも大事。しかし、残念なことには、もう地震、津波から逃れることできんがですきね。自分はそう思うちょります。そうしたら、それが起きたときに、これは申し訳ないけど、東北の人のように被災があつてからああしょうこうしょうじゃなしに、うちらの場合は、もう来ることは分かっちゃよるという前提でね、どうするかという取り組みをするかせんかが、自分初めにも言わしてもらた、自分ら議会にしても町村にしても、それぞれの地域の鼎（かなえ）が問われる問題やというように自分思うたもので、復旧、復興については、町長、どういうお考えをされておいでますかということをお聞きしたわけです。

はい、分かりました。

そういうことをお聞きして、今度、3番目の、まちづくりとして道の駅の事業があるが、震災への対策等はどのようなものになっておるかということをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、明神議員のカッコ 3、さが道の駅事業について、震災への対策はできているかについてのご質問にお答え致します。

さが道の駅につきましては、昨年度、造成工事に伴います実施測量設計を行ないました。

造成設計につきましては、道路構造令の解説と運用をはじめ、道路土工の各指針に基づき設計を行ない、地盤調査により軟弱地盤の個所につきましては地盤改良を行ない、震災時、構造物等に影響が出ないよう、施工を計画しています。

建物につきましては、現在、木造平屋建てを計画しておりまして、本年度、実施設計を行ないませんが、現在の建築基準法に基づく構造設計とし、震災等への安全対策は十分確保してまいります。

また、震災時、従業員をはじめ、道の駅に来客しています方々への避難計画につきましては、今後、避難路および避難場所の見直しを図る段階で、近隣の上分地区の皆さんとともに一体的に避難できるよう、計画づくりに努めてまいりたいと思っております。

なお、当道の駅につきましては、去る5月10日、高知県が公表しました南海トラフの巨大地震によります津波浸水予測では浸水区域とはなりますが、道の駅が果たす役割や道路利用者の利便性の向上を考慮しますと、国道沿線上でないと十分効果を発揮できませんので、現計画場所で進めてまいります。

特に、計画地につきましては、将来、仮称、佐賀インターチェンジ付近になりますが、佐賀地域の今後の活性化や市街地への誘導を考えますと、最適地と判断しております。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、民間いうか個人はね、家建つ計画しちよった人らがよ、この地震、津波のがでやめて、どこか高いところか、もう心配のないところへいうときです。これはね、町でも自分考えないかん問題やないろうかと。今、おっしゃるように、これ道の駅。これも、先ほどの町長の庁舎の問題も同じようによね、そう簡単にやるやらん

で考えられる問題やないことも分かります。分かりますけれど、予測の津波が仮に来るとしたらよ、恐らくあそこなんかも、もう津波でね水没というか飲み込まれるということを覚悟しちよかないかん。そしたらね、民間やったらね、やる人おりません。これは。まあ、そういう問題もあって。

ほんで自分は、今お聞きしたのはよね、場合によったら平屋やいうことでもあるもんで。そしたら、もう2階にして、下を駐車場にしてよ、いくら高うにやるとかいうようなこともひとつ、あそこへやるとしたら一つの方法やないかないような考え方を持っておるもんで、まあこれはお聞きしたのですが。

その平屋ということは、今言う、自分は、その国、県とのかかわりのことは分かりませんけど、そういう問題としては考えられん問題ですかね。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

現在の平屋の計画につきましては、先ほども言いましたように、まあ、道路利用者の利便性。この利用者の方には、歩行がちょっと不自由な方とか、いろんな方がおられます。その2階ということもいろいろ検討はしてまいりましたが、トイレも併設を致しますので、そういう利便性の点を考えますと、現在のところ平屋いう計画にしております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この道の駅の事業については、まあ、これはまたうちの私事みたいになりますけど。

うちの専務が何か委員会に入っちゃるということで、ほんで、おんちゃん、こうこうで話があるいうき、おんちゃん反対やいうて言うた。これは。自分が反対言うたあれはね、もうね、お客さんに来てもろうていうような考え方の事業やったらいかんぞと、これは。現実には、もう大手も日本じゃ商売にならんき、外へ出ていきよる。高知にしても、環境、カツオがどんどんどん年々減ってきようと。まあ、ここ2、3年はああいう事業もありましたけどね。そういうときやきに、そういう考え方やったらおんちゃんは反対ぜいうて。ただ、うちにはええ食材、原料があると。そういうもので物を作り、それを買いに来てもらやなしに、売り行くというような事業を考えた取り組みやったら、おんちゃんは反対せんと。けど、お客さんが来るが待つような考えじゃいかんぞ、いうて言わしてもろうたことですが。

今言う、その建築の問題ね。まあ繰り返しますけどね、個人やったらもうようやらん事業です、町長。これは。個人として考えたら。ただ、もう町の事業として取り組んでおるから、そのことについて自分はとやかくは言いませんけどね。分かりました。

2番目の、残土処理の問題について質問致します。

いや、これ、自分は3月議会に、安全性とか環境の問題とか、地権者とか漁協の関係者らとの問題はないかね言うたら、ありませんいうことでしたけれど。その後、関係した人らから、いや、そんなことはないというような話が出ちよりますが。

そこらあたりはどんな具合になっておりますかね。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、2番のカッコ1、高速道路の残土処理に伴い、旧佐賀町当時の元地権者や漁

協との問題はないのかについての質問にお答え致します。

一般国道 56 号片坂バイパス工事に伴い発生します掘削土の処理場として、旧佐賀町の最終処分場跡地への計画につきましては、環境汚染対策も含めて、先の 3 月定例議会にてご説明を申し上げたとおりでございます。

現在、工事の方も発注をされておまして、順次作業に入っているところでございます。

これまで、工事発注者であります、国土交通省中村河川国道事務所に対しましては、残土処理場から海までの下流域に土砂の流出や汚水等で環境汚染が起きないように、工事の安全施工については強く要望してまいってきたところでございます。

また、議員からご質問がありました、旧佐賀町当時の元地権者や漁業協同組合との問題はないのかとのことですが、当残土処理場の計画につきましては、高速道路の促進を図るため、残土処理場の確保ということで約 20 年ほど前から、当時の議会関係者の皆さまはじめ、漁業協同組合ならびに地権者の皆さまのご理解とご協力を賜り、進めてきた経過もあります。

現在においても、高速道路の促進ということでは、十分ご理解をいただいていると認識をしております。

今回の残土処理場の計画につきましては、東公園の事業区域等の関連もありまして、当時の計画と比べますと一部見直しをしている部分もございますが、その都度ご説明を申し上げてきました。

しかし、関係の皆さまへ説明不足の点もあったかと思っておりますので、今後、残土処理場の施工に伴い、ご心配事や問題等が起きないように、再度、漁業協同組合をはじめ地元関係者の皆さまに対しまして、事業計画ならびに工事の安全性等のご説明を申し上げ、十分協議の上、ご理解とご協力を賜りますよう努めてまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

3 月議会の課長の答弁もそういう内容でありましたし、また今もそういう内容で。

ただ問題は、その当時の地権者というか。あのときのパイロット事業のときの取り組みと、説明らと、今回とは全然違うと。まあ、どちらがどうか分かりませんけど、地権者らの話を聞くと、全然そんな説明聞いちゃらんと、今度の問題については、それで、初めは 40 万立米やったが 50 万立米になったと。そういう問題が現実に出てきたときに、まあこれは当然のことやとは思いますが、これで大丈夫やろかというような問題点、不安な問題ね。

それから、中には地権者の一人の方は、あそこの下にまだ自分の持つ土地があるもんで、この地震、津波の 34 メーターの問題が出たもんで、もうあそこへ家建つとかね、セカンドハウスとか、そういう計画も持ちようがやと。それに対して、ほいたら町は責任持ってくれるかよと。国、国言うけど、最終的には町がかかわっちゃうぜよと。ほいたら、町が責任持ってくれるろうかねと。

それから、汚水の問題。水質調査の問題も、問題ないということでした。

ただ、1 つ問題はね、ここの問題やないです。瀬戸内を出ちよるわけよね。水質は良くなったと。水質は良くなっておるにもかかわらずよ、それが無機質の海とかね、水になっておるもんで、魚がどんどんおらんなりよと、貝が育たんなりよという問題が、これは全般的なことかどうか分かりませんけど、話としてはあるわけ。

ほんでそれはね、自分うちの、この土佐湾の沿岸にも自分言えると思うがです。これは、結局ね、これは前も自分何回か聞いてもろうたように、水そのものがもう死んで、海が死んでいきようきね。ほんで漁業関係者

の人は、あそこへ餌の畜養もすると。

それから、もう1点大事な問題は、これは自分もこの問題が出て、あら、まこと、そういうことやったかなと思うがですけど。昔の佐賀町のときの、ちり、ごみをいっぱいあそこへ捨てちよる。あれは合併のときに、何か処理すると。処理せないかんような問題も出ちゃったと思うがです、自分の記憶では。その問題らがどうなっちゃるかいうことらを含めて、結局、安全性、大丈夫かよと。今の工法で、ああいう形状で大丈夫かよいう問題と。

それからもう1点は、今言う、その汚水というかね、水質の問題。

それともう1点は、パイロット事業、佐賀町のときの事業は、今言う地権者も含めて、関係者には十分話もあった。漁協にも話もあったと。けんど、今度はほとんどない。いう3点が問題として出てきたきに、まあ、自分質問さしてもらおうようなことになってきちよると思うがです。

ほんで、その3点とともに自分もう1点は、佐賀町時代のごみ捨てたもんが、あれ取り除かないかんいうようなことになっちゃったが、それはどんなんっておるろうかいうことの質問致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

上灘山の当残土処理場の計画につきましては、議員おっしゃるとおり、旧中村、大方、佐賀、西土佐合併協議会でも問題となりました。旧佐賀町の一般廃棄物最終処分場の閉鎖に伴いまして、事後処理から本格的にこの残土場計画も始まったと認識しております。

当時、埋立て処分した不燃ごみが、山の斜面でむき出しになっておりました。土をかぶせる等の対応策を当時検討しておりました。

その後、平成17年度に片坂バイパスの事業着手となり、高規格道路の残土処理場を兼ねて掘削土を活用するために、高知県知事に対しまして一般廃棄物の最終処分場廃止確認申請が必要となりました。当時、平成20年度から21年度にかけて2年間、モニタリング調査を行ないました。項目的には、地下水の調査、それから地下の温度、それからガスの調査等、いろいろやっております。

これまで、平成18年の6月議会でも一般質問等があり、平成20年の6月9日に議員協議会にて、また、翌月の7月23日には佐賀地域の区長会にて、それぞれ残土処理場の今後の計画についてご説明を申し上げてきたところです。

漁業協同組合へは、その都度、これまでの歴任の課長が事前協議等を進めてきたところで、そういう経緯がございます。

（明神議員から「その後の安全性とかよ、それから地権者との話、協議。当事者らは全然、今回はそういう話聞いちゃらん言うけど、それはもう話し合いらもしちよるということですかね」との発言あり）

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

具体的に今回の残土処理場の図面ができましたのは、昨年度でございます。それ以前の図面というのは、まあ概略、検討課題として平成19年度ごろにできました。

ですから、昨年度出来上がった時点にですね関係地権者を、漁協はじめですね、私と担当の方でご説明にも回りました。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

ほんでその説明はあれやけど、その説明を向こうがよ、はい分かりましたという話になっちゃう。それがないきに、今のような問題が出てきたと思うけど。

（議長から「明神君、すいません。ちょっと立てって質問してください。」との発言あり）

いや、そのね、説明はしたと。けど、こっちは言うだけで、はい、分かりましたという返事になっちゃうかどうか、そこらのはっきりしちよらんきに。ほんで、まあもうあれやけど、この間も小橋君が言いよったに。説明もろうたけど、組合はうん言うちよらんいうて。ほんで、それがほんまかどうか。

そういう問題が現実に出てきちゃうきに、自分は質問さしてもらいようがやけど。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

冒頭答弁しましたように、関係者に十分な説明がされていなかったらですね、再度ご説明に回りますので。そのときに十分、工事の内容、安全性等について示したいと考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

まあ、これは関係者がおいでね、その関係者らがこうじゃああじゃ言いよう話やもんで。それに対して今の課長が、ほいたら再度もう説明をしていうことですき、それはそれで分かりました。

が、それはいかん言われたときにはどうなるかという問題。まあ、もう今日はそのことは言いません。分かりました。

それで3点目の、原子力発電の問題でございます。

私は、もう前から町長に、原発の電気が要らないまちづくりいうことを考えないかんがではないですかいうことは聞いていただいておったと思うがです。

今、敦賀は活断層の真上、それから伊方は、もう建設時に活断層の問題が出て、10キロぐらいのところにあるということが分かっておったにもかかわらず、これ無視した結論を出したというように、これはあくまでもテレビの話です。元委員が、そういう発言がありました。

確かに被ばくの問題とか、それから再稼働。今、国も大飯で進めて、ほんで、まあ恐らくもう近いうちに野田総理も再稼働を決断するという話ですけど。

これへも書かしてもろうちよることですけどね、残念なことにはね、やっぱそれはお互いの信頼がないといかん問題やと思うがです。今の、別に自分、民主党のどうのこうのいうがやないです。これ、住民の皆さんから言われたら、自分らもそういう立場かも分かりませんけど。今、国の人言いようこと信用できん。これは申し訳ないけど。昨日言いよったことが、朝令暮改やないけど、今日はそうやないいうようなことが、今の現実の問題。

そういう中で、自分はこの問題についてね、うちらは伊方からね、これ100キロ。ほんで、今問題になっちゃうのがは20キロ、30キロ圏内ですけど。けど福島の問題では、東京、それから千葉、それから千葉の柏とかいう250キロのそこらでも問題が出てきよるわけです。そういうことやもんで、自分、地震も津波もある。そういう問題。

それからもう1つ、一番大きなが、結局、節電の問題。まず身近な問題として、節電の問題が出てくると思うのですが。それに対して町はどうするか。町長はどういうお考えで町民の皆さんに。結局、電気料は上がるがですね、これ。恐らく、伊方も電気料上げてくると思うがです。そういうような問題、結果として町民の皆さんにも負担が掛かってくる問題。そういうことを自分ね、町ぐるみでこの問題は取り組まないかんと思うような考えがあるもんで、まずこの問題について。

節電については、町、町長はどういうお考えを思っておいでますかという質問をさしてもらいました。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、3番、原子力発電についての、今夏の節電の町への取り組みについて聞くに対してお答えをさせていただきます。

今夏の節電取り組みにつきましては、四国電力管内では電力予備率を0.3パーセントとした上で、猛暑だった2010年度比で7パーセントの節電目標を設定し、期間は7月2日から9月7日とされ、節電対策を求められており、需給逼迫（ひっばく）から計画停電に陥らないよう、節電に取り組むことが重要だと考えております。

町の取り組みということでございますけれども、現段階では、黒潮町の地球温暖化防止行動計画の中での対策としまして、始業時の10分前の点灯、昼休みのできる限りの消灯、不要時のパソコン、プリンターは起動しない。また、本日、エアコンがついておりますけれども、温度の適正化としてですね、28℃に設定するなど、節電に努めることとしております。

また、この状況は、各家庭や事業所向けにも発信していかなければならないこととっておりますので、今後、広報や告知放送を通じて具体的な節電方法などを示し、節電に取り組んでいただける呼び掛けを実施することとしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

具体的にどういう取り組みをするか。こうします、ああします。これはもう申し訳ないけどね、いつもの話、言葉でよ。

例えばの話がね、自分昔、佐賀が六ヶ所村の廃棄物受け入れのあれが出たときにね、自分一人、六ヶ所へ行っちゃりました。それでカプセルの上にも立てるいうき立てったことでしたけど。ほんで帰ったときに、まあどんなかったという話をしてもらいたいいうことで。ほんでね自分、浜町、明神、会所部落のあれのときに、研修所、昼、言わしてもろうた。今、自分らこれ、いっぱい電気つけちょういうて。こんな電気をつけてね、反対言うたちいかんぜよいうて。わしらはこういう電気も使わんと。今もそうです。いっぱい電気つけちょう。いや自分、これお互い自分の問題ですけどね。外からわざわざ光はめんようにしちょう。

そういうね、具体的なよ、一つ一つの取り組み。それを、別にこれは町民一人一人が自分の問題として考えないかん問題ですけど、やっぱ町としてもよ、うちの町はこういう取り組みをしようというもんが、自分は具体的な形でよ、なけりゃいかんという思いでお聞きしたがです。まあ、何から何までいうわけにもいきませんけど。

例えば、こういうことはこういう形でやりますいうもん、お聞き致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

現段階では、このものといえますか、この設備について、電気料をどれだけ、需要をどれだけ削減するだとかいった、いわゆる実施計画的なものは作っておりませんけれども。

確かに議員の言われることは、ある一定目標設定し、その目標がどうなっているかといったことの実証も必要かとは思っております。その点につきましては、また検討をさせていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

あのよ、先への宮地議員のあれやないですけんどね、前向きにとかね検討とかいうことはよ、もう自分らも言いうないきね、執行部も使わんでおってもらいたいと思うがです。いうたら。

ほんでこれは町長ね、申し訳ないけんど、また後の2番にもありますけんどね、課長には自分言いくいです。もういっつもよ、課長に言わないかんきね、これは。ほんで要は、町がどうするかいう問題やと自分思うがです。

ほんで、はい。まあ、この問題は一応検討してもらいうことでき、そのこと先へのあれじゃないですけんど、ほいたら9月までにこういう具体的ないうたらもう手遅れなるきね。もう7月になったらやらないかんがやき、ほら。それまでに目に見える対策を取っていただきたいと思えます。

それとともに、もう1つ忘れちゃった。

この再稼働の問題。これ、大変な問題やと思うがです。先にも自分、ちょっと言わしていただいたけんど。これはね、それはいろいろな考え方があって、総理の言わんとする、今政府のね、動かさないかんいうことも理解できんことはない。ないが、もし。これ、もし言いよったら果てがない話になりますけんど、ほんまにあの大飯はよ、今朝の新聞らへも出てちょうようにね、十分な取り組みやないがよね。そういうことで自分、これは町長には申し訳ないですけんどよね、この再稼働の問題については、まあ原子力の問題も含めて、町長、ほんまに国も、あこの東電も、ほんとのことはひとつも出しよらんがですきね。と自分は思うちょう。ほんで町長が、はい分かりました、こういう考えをいうことをね自分求めるがはね、やっぱ申し訳ないと思うがです。思うがですけんど現実の問題はよ、そういう形で進みよるもんで。

ほんで、ここへ再稼働についてはどうですかいう質問を出さしてもろうちょうがです、町長。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

原発再稼働についての基本認識を申し上げます。

これ、3月議会でも全く同じ質問をいただいておりますので、全く同じ答弁でございます。

まず当然のように、その判断材料の中には原発の安全性、信頼性がございます。これにつきましては、私が判断できるという領域にはなく、また基準値をクリアできていたとしても、議員がご指摘のとおり、それがどのようなプロセスで決定されたか、これからも大きな判断基準になろうかと思っております。特に原子力村と言われるように、これまで閉鎖的とされてきた状況での判断ではなくて、最大限オープンに議論がなされなければならないと思っております。

また、経済への影響についても、大きく判断しなければならない部分でございます。2011年は東日本大震災による経済活動の縮小をはじめ、さまざまな要因の下で、第二次オイルショック以来、31年ぶりに貿易収支が

赤字となりました。その要因の一つとなっているのが、全国原発の停止を受け、代替策として火力発電所をフル稼働させることによる LNG の輸入の大幅な増加によるものでございます。

また、発電コストの増は、今後長期的に企業コストを圧迫すると考えられ、国内経済への影響は大きいと予想されます。

他方、脱原発をもし進めていくということになりますと、新エネルギー分野でこれまで以上の研究投資が考えられ、これらにつきましては国内経済に好影響を与えると考えております。

また、短期的には電力の需給ギャップも大きな判断材料になるかと思っておりますし、今回の大飯の問題については、ここが非常にクローズアップされた点と、そのように認識してるところでございます。

また、実際にこれまで環境負荷の軽減や発電コスト、この環境負荷の軽減は放射能問題を除く部分でございます。特に CO2 対策についてでございますけれども、この環境負荷の軽減や、あるいは発電コスト、関連するイノベーションと、さまざまな恩恵を受けてきたことは事実であろうかと思っております。これまで受けてきた恩恵と、今回の事故による被災、影響を総量的に比較する手法を持ち合わせておりません。

私たちは現役世代として、あらゆる利便性を追求し、恩恵を受ける権利を有していると考えておりますけれども、これは未来の世代にとっても同様のものと認識しております。

そのほかにも、今回の事故対応の初動について事故調から多くの指摘がされているように、危機管理体制も十分であるとは言えないと思っておりますし、情報開示については、もう議員と全く同様の認識でございます。

今後、リスク軽減策を講じながら、あくまでこれまでのエネルギー政策を踏襲していくのか。しっかりとしたロードマップを作成し、段階的に廃止していくのか。あるいは、短期的な恩恵を放棄し、即時廃止を選ぶのか。その選択のためには、徹底的な情報開示と国民的議論が必要だと考えておりますけれども、現段階においては、そのどちらも不十分と言わざるを得ないと考えております。

今回の事故が無駄にならないためにも、さまざまな観点から国民的議論を講じるべきであり、科学的知見はもとより、今後の国のエネルギー政策を含めた国の在り方について、真剣に考える契機とすべきでございます。

以上を踏まえ、現段階においては再稼働のための条件整備は整っているとは言いがたい、そういったことが基本認識でございます。また、今後の方向性につきましては、既存の原発の安全性向上のための将来的なコストは、脱原発、段階的廃止に向けたイノベーションに充てられるべきだと考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

ほんまにこの問題は難しい問題でね、それこそ、右が良けりゃ左が悪い問題です。

ただね、自分が思うのは、申し訳ないけど、りこい人に考えらしたらいかん問題。もういろいろな問題考えるきね、りこい人は、ほんとのばか、言葉はばかいうことは使われんことですけど。単純明快によ、自分ね子どもの頭でね、これはええかよ、悪いかよ、それこそ先の孫の話やないけんよ、津波くん、どうしても来んとっとうせと。単純なところでよ、自分ねこの問題、考えないかん問題やと思うがです。

現実に、恐らくこれは伊方のね、再稼働の問題にもつながってくると思います。もし、もしの話したらいかんいうことは前も何回もあれますけど。もし、問題、事故が起きたらよ、自分ね、海も駄目になると思う。山も、丘もね。丘、山。自分ね、四国の島が駄目になると思うちょう。自分は、そういうように自分は思うてよ、思うもんで、これは残念な。今まで、自分らどんどん電気もね、ありがたいことに四電さんに使わしてもらって、まあ豊かで便利ないか、そういう生活さしてもらいよったがですきね。けん、その結果として、今のあの福島のね、国も 1 回にはよう出さん。アメリカからは、とうから言いよった。もう、あこ

じゃ生活できんぜよいうて。このごろになってよね、10年、15年先までは生活できんいう問題を出してきだした。そういう問題がもう現実に起きてきちようるわけ。それを防ぐにはどうせないかんか。そら、あそこ、伊方の原発止めても、大飯の原発止めても、もう使用済み核燃料があるもんで、そう簡単な問題やないですけん。ないですけん、残念なことには、自分ね、もう今のね、あれを捨てないかと自分は思うちようがです。

先ほど町長もおっしゃるように、エネルギーの問題もある。昔は、日本は軍事力でどんどんどん外国へ攻めていって、今ね、自分、経済力で攻めていきようと思う。これは結果として。そしたらあのときはよ、戦争のときは命だけ助けてもろうて、なんちゃないって。自分ね、この今のどんどんどん工場を大手の企業が出していきよるけん、自分はどうせ、ああいう形になると思ひよう。

というところで、今自分らが考えないかんことは、今の生活をねどうするか。それに、この電力がつながっちゃう。ほんまにこれ、残念なことです。残念なことやけん、そういうことまで考えた上で再稼働をどう。まあ、いうたら賛成かよ、反対かよいう結論を。これ町長やない。もう個人個人がね、自分出さないかん問題やとね自分は思うておるから、まあここへ質問を出さしてもろうたがですけん。まあこれを町長にね、先にご答弁いただいた。それをもっと突っ込んでとかどうとかいうても、これは立場上、町長もなかなか言えんことやと思ひよるもんで。分かりました。

なお、けん自分自身はね、やっぱこれ考えないかん問題やと。ほんで場合によったら、これも宮地さんやないですけん、9月もまた出すかも分かりません。

議長、申し訳ないけん、次へ入ったらお昼の時間なるもんで、これで。午後に回してください。

議長（山本久夫君）

明神議員の一般質問中ですが、この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

明神照男君。

10番（明神照男君）

カッコ2の、エコエネルギーの活用についてをお聞き致します。

私、1問目にも聞いてもろうたように、原発が嫌や嫌や言うても、現実に電気使しようわけやき。ほいたら、それに代わるものをやっぱ自分ら考えないくまいということは何回も、これも聞いていただいたことですが。

まあ、自分言うまでもない、県下でもメガソーラーの発電とか、それからあの梶原ね。これは高知の問題ですけん、小水力。梶原はソーラーも風力もやっておるわけですけん。

この小水力については、まあ梶原を先生にしてというか、この間、新聞へ出ちよったがでは、高知の小水力利用促進協議会という組織があるようで、そこが元土佐山、それから三原を指定して、それに取り組むというような記事が新聞へも出ちよったわけです。

ほんで国も、このエコの電力を買う制度を作って、それで電力会社が買い上げると。まあ、これ自分が言うまでもないことで、皆さんもご存じのことですけん。結局、自分で電気作りようところは、余った電気は売れるし、ほいたら、電力会社はそれ買わないかん。それを買うお金は、四国で言うたら自分らが電気料の負担として挙がってくるわけで。まあ、ここへも言葉を悪いに書いちよりますけん、やりよらんとは踏んだり蹴つたりのに、自分はなると思ひます。

そういうことで、うちの町でも、このエコのエネルギーの活用について取り組むべきじゃないろうかという質問でございます。町長、いろいろな周りから提案があるとは自分思います。ほんで、そういうものを町長が無視しちゃうとも思いたくないがですけど。今言う、やるかやらん。そういうエコのエネルギーの問題について、取り組むか取り組まんかということが1点と。

それから、それ以外にいろいろな提案もあると。あるけど、わしが聞きよらんとか。それがあるかいないか、2点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは明神議員ご質問の2番、エコエネルギーの活用について聞くにお答え致します。

議員からはこれまで何回も関連のご質問をいただき、町としても、先ほど議員もおっしゃられておりましたけれども、小水力や風力の発電について、その可能性について感覚的な部分もございましたけれども、その適地かどうかということに関係機関にもですね相談して調査もしていただきましたが、まあ結果的に、物理的費用対効果などの課題から実現しなかったものでございます。

次に、施設設置の町は売電の収入で良いということですが。原発事故やエネルギー資源の少ない日本で新たなエネルギーの導入の方向に向く中、国策として固定価格買取制度が設けられました。この売電による負担増は、需要者に等しく負担してもらうということで再生可能エネルギーの持続的な推進を図るものでございまして、原発事故以後の国民の脱原発への潮流や、新エネルギーへの転換を進めていく上では、ある一定皆さんのご理解もいただければならないのではないかと考えております。

次に、町の新エネルギーへの考え方でございますが。先日の下村議員の質問のときに町長が答弁しましたけれども、重複する部分がございますが。町としましては、考えとして、複合的な効果も含めた新エネルギー導入を考えております。その理由としまして、経済の疲弊化や雇用問題、少子高齢化対策など、産業の空洞化といった課題が山積しております。また、3.11の事故以降、防災面での対策も含め、新エネルギー導入について町内でどういった電力供給が可能なのかといった客観的な資料も、現在のところございません。そのため、全町的な太陽光発電やバイオマス、風力発電等の検討ができない状況にあることも事実でございます。

従いまして、24年度においてスマートコミュニティ構想普及支援事業によりまして、町内で利用、開発可能な再生エネルギーの資源量や事業の可能性を調査しまして、可能性のあるものについては事業推進に取り組むこととしております。

町長の方に、周りからそういう提案があるのを無視してるとは思いたくないがということですが。そういうことは全くございませんので、そういうことは思ってもらわないようにお願いします。

以上が、基本的なご答弁でございます。よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

ねえ、この問題ももう何回も何回ものことで。

結局、自分、前の下村町長のときも、あの井の岬の風力の問題。ほいたらそのときに、採算が合うような金がないという説明いうか、報告やったがですけど。

今度の、あの福島原発の問題、国とか業界の問題を見たらよ、あれは自分思うにね、やらさんためによ。ほかがやったら電力会社は、今言うこういう問題で、結果としてマイナスなる。で、そういうエコのエネルギー

一を起こささんようなことを目的にした組織がよ調査しよるがやきね、仮に採算に合う金があつてもね、風吹きよりませんいうて自分は言うたいうようにね、疑わざるを得んような思いを自分持ちょうわけです、今。

そういうことで、まあこの問題ももう現実に、こういうことやらざつたらね、自分はね、その原発の問題も含めて国も駄目になるし、うちの町らも自分駄目になると自分は思うちよります。

というがは、自分らの事業もね現実に、もう重油たきよつたらよ、重油のエネルギーだけじゃもういかんなくなってきてよ、嫌でもエコのエネルギー。風もソーラーも、それから水力、そういうものを取り入れざつたらよ、漁業そのものがやれんくなってきた現実の問題があつて、もうその計画もしちよります。そういうこともあるきに、自分は町もそういう取り組みをせんと自分はいかんと思うちよるきに、まあ質問さしてもらいよります。

ほんで、まあね、いつも課長には申し訳ないです。いつもおまんぼっかり、課長ぼっかりに言わしてもらうき。けんど、それこそぜひ、まあ今年、来年はともかくよ、先にも言わしてもらおうたけんど、ええ意味で前向きに取り組めますいうことをお願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

先ほど、井の岬のですね風力発電のことも出ましたけれども。そこにつきましてはですね、NEDOの風力調査、それからまた、県の新エネの方にもお問い合わせしましたけれども、風がですね、年中を通して平均的に吹いてないということで、できないというような結果がございます。

先ほど私が答弁した中でですね、特に町長として考えておりますのは、昨日も発言の中にありましたけれども、バイオマスの発電の部分量といいますか、そういったことをですね細かく調査してですね。できるものであれば、一番まあ、太陽光とか風力というものは、発電は、据えたらそのまま、あんまり雇用が続きません。ただ、バイオマスにつきましては、仮に調査の中で可能ということになれば雇用の発展に相当つながりますので、そういった意味ではですね、まあできるものからやっていかないかんということはあるかもしれませんが、中でもバイオマスを町長はやりたいというふうな、私としては気持ちがあると感じておりますので、可能であればその整備に向けてですね、前向きに取り組んでいくようにしたいと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

バイオマスの関係も自分、3月議会にもね、町内にどればあ山の木があるかよいうて聞かしてもろうたことであつて。で、今そういう取り組みをね進めんとね、まあまた言葉、自分口悪いきあれやけんどね、もう町がやっていけんときによ。これ町だけやない、国そのものがね、もう今までの形のエネルギーじゃいかんときに自分はなってきたと思うもんで、何回も何回も質問さしてもらいました。分かりました。はい。

そしたら4番の、中学校の武道について。

ここへも書かしてもらっておりますが、3月議会にも自分質問さしてもらいました。ほんで次長からね、国際理解と国の伝統文化を尊重し、特性の指導のためというような答弁もいただいたわけです。

が、自分ね、なぜ再度質問さしてもらうたかということは、これも自分が言うまでもないことですが、やっぱりね、教育と、それと人間としての問題。それが今、もともと大事ながを、戦後ね、脇へ置いてきたと思う。それじゃあ結局2、3日前の、まあ、これもまたあれですけどね。自分らの常識、自分らが生きていた時代にはね考えられざつたような問題が起きてきだした。それが何が原因か、自分は分かりません。しかし、

少のうても昔の自分らが育ったね環境いうか、そこにはね、人間としてのね、ものを身に付ける環境があったと思う。ほんで、今それがないというがじゃないです。ただ問題として、そういういろいろな社会的な問題が出てきた。

ほんで、まあここにもあるように武道。剣道、柔道、相撲ね。まあこれ国技で。ほんで、いろいろなスポーツもあって、それなりの礼儀とかいろいろなルールはあります。ただ、まあこれは古い人間の思うことかも分かりませんが、やっぱりね今の3つの競技には、まあ国技ということもあって、ほんで礼を重んじる。人間としての徳育の部分の習得できるものじゃないろうかというような思いを持っておるもんで。

ほんで、別に次長から答弁、3月もいただきちょうき、それをどうこういうがやないです。ないですけどね、まあ先ほど、皆さん、課長の答弁は、町長、教育長の答弁やということも、自分も理解はしております。

しかし、やっぱりね、町長の口から直接聞く言葉。教育長のお口からね、直接聞く言葉。人間をつくることにはね、教育いう問題にはそれが自分はあると思う。なけりゃいかんと思うから、再度質問さしてもろうちよります。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

明神議員の、中学校の武道についての質問にお答えします。

先の3月定例議会においてもお答えしたとおり、中学校の武道は中学校学習指導要領が改訂され、今年4月より保健体育の授業で、第1学年および第2学年の2年間は多くの領域の学習を行うため必修となりました。第3学年では、球技と武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修することになっております。

武道が行われるようになった理由にはですね、教育課程審議会の答申に盛り込まれた教育課程の基準の改善方針の一つに、国際理解を深め、わが国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することが挙げられており、体育については、諸外国に誇れるわが国固有の文化として、歴史と伝統の下に培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導を行うことができるようになったことがあります。これが学習指導要領に反映されたところでございます。

また、武道ですけど。議員も言われましたように、礼に始まり礼に終わると言われますように、礼法を重視しております。これにより、自己を制御する態度や相手を尊重する心がはぐくまれます。中学校の武道においては、この礼法を身に付けるなど、人間としての望ましい自己形成を図りながら、わが国の伝統や文化を尊重する態度を育てていければと思います。

黒潮町の取り組みとしましては、武道は柔道、剣道、相撲の中から選択して実施することになっておりますので、黒潮町内の佐賀中学校、大方中学校の2校はですね、2校とも剣道を選択して実施致します。

議長（山本久夫君）

明神君。

あと2分です。

10番（明神照男君）

申し訳ないです。今ね自分ね、次長のご答弁のようなことをお聞きしたがやないがです。自分は。心です。黒潮町の子どもさんに対してよ、どういう思いを大人として伝えるか。

自分、また孫の話になりますけど、今年中学1年になりました。いろいろなこと言います。が、言う半面ね、果たして自分にはこれを言う資格があるろうかと思っても怒ります。自分は、そういうものを町長、教育長のね口からねお聞きしたかったがです。

これで終わります。1分残りしました。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

次の質問者、坂本あやさん。

4番（坂本あやさん）

通告書に基づきまして、質問させていただきます。

今回、私、2点質問させていただきます。1つは、入野地区の避難道の計画はということと、もう1点は、情報基盤整備の現状ということでお伺い致します。

まず1番の、入野地区の避難道の計画について、ということについてお尋ね致します。

この件につきましては、国道56号の大方改良事業の進捗よくがありまして、この事業に伴いまして、スケン谷への新庁舎の移転先がほぼ決定したというような状況で進んでおります。

このことによって、入野地区という地域はですね、大きく変わるものだというふうに考えております。そして、今回の議会の議案の中にですね、この質問を用意しましてからですね、入野地区の事業費が挙がっておりますので、ああ、私はこれを見ながら良かったなと思って。これから避難道は進んでいくんだなということで、非常にうれしい限りでした。

その事業が今回、平成24年度の予算要求として暫定的に挙がっております。委託料として1、2、3、4、5、6、7つぐらい、都市防災総合推進事業避難路測量設計委託という形で挙がっているというご説明をこの議会の最初に受けまして、非常に期待を申し上げておる事業でございます。これにつきまして質問させていただくわけですが。

この事業というのは、この国の津波の被害の状況第1弾が出ておりますけれども、これから町長がおっしゃるように住民を守っていく。そのために、この避難道の整備を進めていくということだと思っておりますので、大変期待しておりますので。

今のこの防災の対策と併せた、この避難道の整備についての概要的なものをお教えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは坂本議員の一般質問、通告書に基づきましてお答え致します。

一般国道56号の大方改良事業による道路整備が進められますと、この市街地部の交通混雑の緩和や交通安全の確保は期待できるところでございます。

しかしながら、この入野地区では、役場庁舎の移転や家屋、そして既存の商店街が移転、分散しまして、現国道56号の交通量の減少も伴いまして、交通流動の変化、そして都市環境にも大きな変化が及ぼされるところでございます。とりわけ、駅前周辺のにぎわいが低下することも予想されまして、現在、都市再生整備計画をもってこれらの課題を整理しながら、にぎわいと交流をはぐくむまちづくりを大目標にして、黒潮町市街地まちづくり計画を策定中でございます。

ご質問の、入野地区の避難道の計画についてでございますけれど、入野地区の大部分の地域は、予想される最大津波に対して、速やかに安全な高台の避難場所に避難することが前提となります。しかしながら、現状では既設の町道や集落道にも狭隘（きょうあい）な部分が多々ございまして、現在でも、緊急車両等の侵入も困難な場所が多く点在してございます。そのため、十分な幅員の、行き先が分かりやすい避難道の整備が早急な課題となってまいります。

今議会の補正予算にも提案させていただいております、社会資本総合整備交付金事業の中の都市防災総合推進事業を導入致しまして、避難路、そして避難広場の整備計画を立ててございます。

入野地区の避難路はというご質問でございましたので、入野地区に限ってのご説明を致しますと、入野本村、芝地区、そして早咲の3地区において、海岸付近の集落から速やかに高台へ避難できる避難路を計画を立ててございます。先週、補正予算の資料としてお配り致しました、都市環境整備事業費の予算資料にも事業費等を明記してございますけれど、入野地区の場所についてのご説明を申し上げます。

まず、東の早咲地区でございます。早咲地区の避難場所が、タバコ乾燥場ということになってございまして、集落の南側からタバコ乾燥場に至る、町道下風深線。そして、東側になります。東側から農道が、やはり避難道として指定されてます。その道も拡幅をしようと、そういう計画でございます。

入野本村では、児童館前の踏切付近、そこから町道本村芝線の一部通過致しまして、都市下水路と交流する所をやや右に折れて、北上して、新庁舎予定地のスケン谷に至る、この間約900メートルの道路を計画してございます。

そして、芝地区の、これ西側になりますけれど、六地藏墓地の付近。あそこから町道西芝線を利用致しまして、入野駐在所の横を通過して、さらに国道56号を交差して、旧の黒砂糖の工場の横、そこを通過して高台に至る道。この間約630メートルになります。

この道路の整備をそれぞれ計画してございます。

併せて、これまで浜の宮地区から再三地域要望が出されておりました、町道田端線の拡幅も同時に考えてございまして、集落内からくろしお鉄道の踏切をまたぎまして、国道56号の大方改良に接続する、この区間。

そして、大方中学校の前の坂道。これも錦野に通じる道路となりますので、これらを含めて改良すべく、計画でございます。

それらも含めて、今回の補正予算に測量設計委託費を予算計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、ご説明いただきました4路線なんですけれども、この4路線はどのような形で整備しようとお考えになっているのですか。

と申しますのは、これは平面交差なのか、それとも高架なのかということによって、ちょっと私の質問の趣旨が大きく違ってくる場所があるので、お伺いしたいところなんですけれども。

と申しますのは、入野地区はなぜやっぱり避難困難な地域であるかということ、自然な高台がないということで、山に逃げるにしてみても、浜辺の地域から山に上がるまでの距離が長くて、なかなか避難ができないということで、この避難路を整備されるというのがもとの趣旨だと思います。ですから、今回の一般質問の中にもですね、随時、その高台を造ればいいのかとかですね、高台に逃げ切れない場合は、もう何か、随分昔に聞いたノアの箱舟というような表現が、また再びこの日本中を駆け巡っておりますけれども、こういったものを常備しなければならないというような状況になってまいります。

高台までの距離が遠いということは、一番避難しやすいということは高台を造ればいいのかということで、山を造ったらどうかとかですね、いう話が出てまいりました。

今、黒潮町が全国一番津波高が高いと言われておりますけれども、その地域は白浜地域、また佐賀地域ということで、大変これも私も心配するところでございますし、その当然、地域にいらっしゃる方はなおご心配の

ことだと思っんですけれども。

まあ今回、私が入野という形で特に絞った理由がございます。それはやっぱり、この56号という、この道路の改良計画でございます。この改良計画は、皆さんご承知のとおり14年が経過しております。私、今、これ考えましたときに、14年待ったかいがあったのかもしれないというふうに思っています。なかなかこのことについては、住民の皆さんにも大変ご迷惑を掛けることはたくさんありましたし、地価が下がったりとかいろいろ現状で、最初からご協力いただいた方にはご迷惑掛けたということがあって、申し訳ないなという思いでいっぱいではございますけれども。これを好転させていくというためには、この新しく新設される56号の改良事業が、入野地区の住民の皆さんを津波から守るために、やっぱり効果を発するという点においては重大なことだと思っんですし、ここまで待つて良かったという結果を出していただきたいというふうに考えております。

ですから、この56号と、今ご説明がありました4路線が接続していくことによって、町長がおっしゃるように、地域の住民すべての方をお救いする一つの手段としては非常に有効になるというふうに考えているからでございます。

近々の黒潮町の人口数をちょっと取ってみました。現在、入野地区の総人口が2,404人ということでございました。これは6月の現在ですね、の数字のようでございます。そして、これが全町村に占める割合が0.19ですので、黒潮町の約20パーセントの方が入野にお住まいであるということでございます。そして、旧の大方の人口の分布から見ますと、大体30パーセントの方々がお住まいであるという地域であるということです。そこに高台がなくて、高台に逃げるまでにはかなりの距離が要するという点ですので、ここに避難道を作るということに私は期待をしております。

そして、先ほど申し上げましたように、56号がここまで遅くなったのは、皆さまが、これから起こるであろう地震、津波でございますね。その中から住民を守るために、庁舎が高台に移転し、そこへ接続する新道ができる。そして町道を改修する。ということで、大変この入野地区にとっては、避難に対して有効な手段が入れられる。そのタイミングが、ベストタイミングで合っているというふうに、今、思うようにしています。

本当に遅々として進まない56号の事業の遅れを思いましたときに、大変寂しい思いも悔しい思いもしましたけれども、これは今、前向きに進んでいくということによって、機能が大きく好転するというふうに思っておりますので、この道路に非常に期待を持っています。

そして、期待を持っている事業でございますので、有効に働く方法というのを入れていただきたいというふうに考えています。例えばですね、平面交差の場合の弊害というのは、やはり。ちょっとごめんなさい、前後しましたけれども。

入野地域の今までの津波とか地震とかによつての被害の状況というのが、私のですね家に、安政の津波の書き物が残っておりまして、大変記(たいへんのき)というものがございました。そのときにですね、浸水した状況とかいうのが克明に記されておりまして。また、上川口の方には大汐記(おおしおのき)というのがありまして、それもその当時の様子を克明に語っております。

そういうことから見てみますと、私たちが一番最初に心配しなければいけないのは、第一波から皆さんを守るということだと思っんですね。今、34.4という数字が非常に大きく一人歩きしているような部分がありまして、34.4メートルが一気にバーンとこう来してしまうんじゃないか、みたいな不安もあるんですけど。そういう古い書物などを見てみましても、安政の津波のときの第一波は、吹上川まで来たという記述がございました。そして、第二波で加持の、私は田村ですので、実家が。その田村の方ですと、西ノ窪と言いまして、旧の加持小学校の前のあたりが西ノ窪と言うんですけれども、そのあたりまで波が来たというふうに記されております。

それで、その状況というのは大変揺れも激しくて、山々の木が二つに折れるような状況があったというよう

な記述がございます。で、その揺れの中でも、逃げて高台に避難されたというような状況ですが。その後の状況というのは、まさに私たちが東日本の視察に行かしていただきましたが、同じような表現なのだろうと。亡所になったというものでございました。

ですから、私、一番最初に住民の皆さんをお助けする一つの手段としての、その津波高なんですけど。この津波高は、第一波は34.4ではないということですよ。一番最高値というのが今回の、第1弾での指数だと思いますので、第一波をどう防ぐかということが一番大きな問題だと、私は考えているんです。

ですからその第一波を、これから入野地区に限定さしてお話をさせていただきますが、入野地区で第一波を守るためには、道路が高いということは、非常に有効な手段ではないかと思います。津波高の、この間書類を頂きました。この書類の中で、入野地区の津波高が5メートルから15メートルだったと思います。で、この5メートルという数字もですね、結局、私、1メートル60センチ弱でございますので、5メートルというんですね、この天井より高いわけですので、とても大変な津波です。でも、道が5メートルより高ければ助かるわけですよ。そうすと、新しく造る道路は平面でなくて、高台というか、垂直タワーの意味合いを持ち、高台まで平行移動できるようなものを設置することによって、タワーというポイントを線をつないでいって、で、庁舎まで逃げると。こういうやり方を考えるのであれば、この入野地区に整備される4本の道路のうち、せめて2本。私が考えているのはですね、中央部分というご説明がありました。中央避難路というのは、入野の本村、それから芝を通過して新庁舎の部分でございますけれども。私、ここは高架にしたらどうかというふうに考えています。すいません、勝手に考えているので、私の試案ということで聞いていただきたいんですけども。

それはなぜかということですね、これらもそうなんですけど、その書物の中に書いてあったことなんですけど。地震によって、たまりの水が飛び上がり、それから、地表からは水が噴き出したという文面がございます。ということはですね、黒潮町、特にこの入野地区は地震に弱いということですよ。その地震に弱い所に道路を拡張してもですね、その地震で倒れた家屋、それからその道路をふさぐ、その破損したもの。そういうものを想像したときに、果たしてその道が有効に使えるのかなという心配がございます。というのは、この部分というのはかなり人家もあります。で、隣接しているというわけではありませんけれども、なるべくスムーズに逃げられるというところは大事なことはないかなと思います。

それと、もう1点考えているのは、町道の田端線ですね。これは先ほどご説明がありましたように、中学校へ上がる道のことでですね。こちらの方も、浜の宮からずっと入ってくる田端線ですので、ここはあまり、逆に言うと集落の人家がつんでいる所ではありません。ですが、波がですね、蛸瀬川、それから加持川と湊川の方からやっぱり入ってくるというのが、入野地区のその津波の被災の状況だというふうに、よく話が出ています。ということは、大変早く高い所に逃げるのが重要な地域だと思っていますし、その間、この部分で住民をお守りする所がなかなかないということです。で、少しでも防波堤を築くというようなことになるとなかなかその難しいところはあるんですが、道を新たに造るのであれば、その道を高くしてやること。せめて5メートル、7メートル、8メートルと、高いものが少しでもあれば、そこに逃げていただきたいと私は思っているんです。そして、その逃げた先がですね、線として山まで続いていけば、有効に私は活用されると思います。そして、中学校の所にまで行っていただきましたら、そこからまだ錦野団地、八丁というふうにですね、高い所がどんどんございます。

こういう所にその住民を誘導するという手段として、高架にするというのは、非常に有効ではないかと。今、私は予算のことはまったく考えておりませんので、多分、課長の方はですね、高架にするといういろいろ予算があつてとかいうことがあると思いますが。このあたりは、また町長が東京へ出向いたりとかですね、国の方に

行ってですね、何とかしてくれというふうに頑張っていただけではないかと大いに期待してですね、この質問をさせていただいております。

よろしく願います。どうでしょう。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

長々のご提案をいただきまして、ありがとうございます。

最初の方の、再質問の所にお答えしたいと思います。

現在、測量設計委託で考えている道路の構造は、平面の計画でございます。

ご提案いただきましたように、高架であれば、確かに早く高い所に移動できて、高台へ避難するにも、ゆっくりと避難できるのかなあと思います。ご多分に漏れず、高額になることは避けられないことでございますけれども、それもやはり、その地域に住まわれる方の貴重なご意見でございます。決して平面交差で町が推し進めるものでも全然ございませんし、また、14分団の中で、避難道、避難路、避難広場の見直しといったことも同時に進んでまいっております。

この入野地区の避難道にかんしても、その点、意見集約もしながら、そしてまた、私としては避難道ということだけでなく、日常生活の中で利便性が高められる道路の拡幅といったことも大切な要素ではないかと考えております。道路と道路が交差する所は高架で交差できれば、通行を止めることなく避難できますので、その点は大変効果があろうかと思っております。

現在のところ考えていますのは、その平面交差のみでございます。今後、皆さんの意見を集約を致しまして、また用地、そして設計とかを変更していくところには十分余裕もございます。ただ、予算も伴ってまいりますので、そのへんもまた地域のコンセンサスを図りながらやっていきたいと思っております。

そして、地域に伝わっている言い伝えといったこともワークショップの中で出されて、それをまた基に、道路の法線なり構造なりを考えていこうということも、ワークショップの中では一定ご説明をして、防災担当の職員にも伝えているところでございますので、そういったことも地域の中で十分話し合っていていただいて、より良い避難道ができたかなあと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

ありがとうございます。

検討の中に入れていただけるということで、大変ありがたいと思っています。

まあ、6月の補正が出まして、これは委託料で、設計とか、基本的な所を考えていただけるということでございましたし。また、これまでの町長の答弁の中でも、いろいろな可能性が考えられることであれば取り入れて考えていきたいというご答弁をいただいております。私はこの部分に大変期待をしております。よろしくお願ひしたいと思います。

というところで終わるかなと思うんですが、実は残念、ちよつともう1回。もう1つ、念押しを申し上げて。嫌だと思いますが、すいません。

その日常的な使い方ということがございましたね。私はこの道路というのは、避難道だけに特化したものではないというふうに考えてるんです。と申しますのは、今、黒潮町、この入野地区ではですね、大変サーフ

アの方が海にいらっしゃるとか、それから観光客の方が、今のちょっと狭い56号を通られて、どこから海の方に行ったらいいのかしらというような状況で、観光客の皆さんや、それから、海辺を利用する方々が行き来をなさるのです。

その課題としてですね、海岸へ抜ける道というものをどうかしないといけないよね、というのも1つ課題にあったと思うんです。私、新道の56号ができて、庁舎の高台から15メートルですね。最高値が15メートルということでしたので。まあ15メートルの位置から下りるのかどうか、それは高台ということか分かりませんが、そこに接続する道路がもしできるとしたらですよ、そこはですね、浜へ行かれる方々の道路として、現在の細い、入野のサンシャインの前を通って真っすぐ行くと、商工会の横を通って松原の中に入り、あかつき館の横を通って、ふるさとを総合センターを通って浜辺に下りるというルートでございますけれども。このルートは非常に狭いので、車が2台行き違うというのも、大型車が入れば、これはアウトです。普通車がやると、私なんかあんまり運転上手じゃないので、ちょっと、最近大きい車に乗ってる方がたくさんいらっしゃいますので、そういう車が前から来るとですね、もうぎゅっとブレーキを踏んで、私が当てないようにと思って止まって待つわけです。そういう所を通って、観光客は海辺のレクリエーションなんかに行かれるわけです。そういうふうなことができればですね、56号の新道から今の中央の部分を通って、浜辺に安全に誘導できる、ということになります。

そして、黒潮町が抱えているその課題の中にですね、観光客をどう誘導して避難道に上げていくかという課題も持っていらっしゃると思います。そうしたときには、ご自分が来た道をまた戻っていくことができる。そして、庁舎が避難場所としての最終的な所になるわけでしょうから、そこまで、その入野の所に来た方はですね、お戻りいただくことができる。そして、この道は、平面交差でなく高架になればですね、真っすぐ上に上がっていただくことができ、交差点での渋滞に当たらないというお話ありました。そのとおりだと思うんです。そういうことによって、地域住民の避難を妨げないということにもなると思うんです。

そしてもう1つ、私、提案があるんですけども。

橋を架けるというのですから、その橋の橋脚ですか、橋の脚がありますよね。この脚にはらせん階段を付けてですね、通常、そこを通って住民の皆さんをですね、その高い道路を通って役場に上がられるとかですね、そういうふうに日常から、その高い所を上がる訓練、トレーニングをして、日常から利用するということが、日常に教育をされるということになります。

今は、道路というのはですね、水の中にもつけば、ほんとに高い空の上にも道が通りますし、今度できました、東京の何やらタワーというのも非常に、世界一高いタワーができておりますので、非常に強化な建物、それから道路。今はもう地震にも倒れない道路というのが、もうほんとに求められておりますので。

そこにですね、まあどういう階段が分かりませんよ。ただ、地震がぐらぐらとしたときに、ぼたっと落ちてしまっちゃまずいわけですので。しっかり住民が避難道として使える、地震を免れて、家は倒れたけど何とか庭に出て、さあ、今から逃げるぞといったときに、目の前にすごく高い道があると。そこには階段があって、その階段を上れば、5メートル以上の高台に逃げることができる。まず一波、それ。そして逃げたら、上がったから新庁舎までですね、一生懸命歩いていくわけです。高齢者の手を引いて。そういうふうなものでね。

当然そこにはですね、自動車も移動を考えて、その道路をお造りになるわけですので、人と車とがちょっと混在するということではありますが、これはまたもう避難のときでございますので、みんな気を付けて頑張って逃げるということですね、行けるんじゃないかなというふうに思っているんです。

どうでしょう、武政課長。しつこいような質問でございますが。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

一番最初のご答弁の中で、私が、行き先の分かりやすい避難路ということを申し上げました。入野の浜においてくださる観光客の避難というのが、目下最大の課題でございます。この土地に住み慣れてない人たちがほとんど来て、いざ地震が始まったときに、どこにどう逃げればいいのかということが、まず分かりにくいことになろうかと思えます。そういった観点から、行き先の分かりやすい避難路ということは、当然において空中を通過して、まあ高台に通じることになろうかと思えます。それがどこを通過していくのかどうかということは、まだ具体考えてございませんけれども、そういった意味での答弁でございました。

やはり、被害者ゼロを目的とするならば、効率よく逃げていただく避難路が必要なわけでございます。そういった観点からも、ぜひとも今後、避難道を考えていく際に貴重なご意見でございますので、またご提案をいただければと思えます。

現段階での委託料の中には、その点含まれておりませんので、また今後、検討課題とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

私、終わろうと思ったんですけど。

今回の委託料にはですね、含まれていないというご答弁でございましたが。

では、何を委託するんですか。どういうことを委託するんですか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

先ほどもご説明致しましたように、入野3地区の避難路、そして伊田、有井川の避難路等を13節の委託料として、ある程度の法線を決めて委託をするようにしてございます。工事を直接するというわけではございません、その法線でやっていく中で、地域の方の意見も聞きながら進めてまいるということでございます。

そして、その線よりももっと浜からの避難が急ぐよということになれば、計画変更もありかなと思えますけれども、現在、ご提案させていただいているのは、先ほどご説明した路線のことでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

分かりました。今はもう、今日はここまでにします。

それで、お願いしたいのは、いろいろな可能性について議論をしてくださるということですので、まあ、今すぐに答えは求めてはおりませんが、これから本当に地域の住民の皆さまが安全に避難できる方法、一つ一つ積み上げていただいて。

これは、あくまで私の今の思いでございます。地域の方々、そしてまた、地区を預かる区長さん、そのそれぞれのお立場でいろんな意見があることと存じます。十分に聞いていただいて、まあその一つの中に、坂本あやがこのようなことを言っていたというのをこの頭の隅に置いていただいて、今後の事業にも取り掛かっていたら、質問をして良かったなと思います。

次に移ります。

情報基盤整備事業の現状ということでございます。一括でご質問致します。

情報基盤整備、これ、4つの大きな目的をもって進められた事業ということでございました。これは一定の、もう整備も終わりました、今、運用される時期となりまして、私も毎日、ケーブルテレビ、地上デジタル放送は受信できる入野地区に住んでおりますが、1,050円の受信料を払って見ております。はい。見ておりまして、昨日も、私ども議会の放送がありまして、反省をするやら、いろいろと勉強するやらで、昨日の再放送を6時から9時ぐらいまで見ておりました。こういうふうな形でケーブルテレビも今動き出しまして、いろいろな形で効果が出ているのではないかなと思っております。

まず、一番最初の目的でございました、情報防災無線の運用という所とですね、それから、今、私がお話ししましたケーブルテレビの運用について。そして、今、いろいろな形で表現されますね。何か、情報にも道があって、高速道路と、県道と、町道と、農道や林道があるような形で、ケーブルにも早く情報が取れる所と、時間のかかる所があるというようなご説明をいただきました。そういうふうなインターネット、ブロードバンド化が始まったということについての運営の状況。

そして、直接的なこの事業は結び付きにくいところもあるんですけども、こういう事業を整備することによって、携帯電話の不感地域をこの黒潮町内から減らすことができる、ゼロにしていきたいということの、4つの目標向かってこの取り組んだ、莫大な予算を掛けた事業であるというふうに思っておりますが。

この事業の現状というのを伺い致したいと思います。お願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の坂本議員の、情報基盤整備の現状はというご質問にお答えしたいと思います。

4つのご質問をいただいております、一括ということでございますけれど。

まず1点目ですけど、情報防災無線ということですけど、これは防災行政無線のことでよろしいでしょうか。よろしいですかね。

じゃあ1点目は、防災行政無線の件。そして2点目は、ケーブルテレビの運用については、そして3番目は、インターネットを利用した運営については、4番目、携帯電話の不感地区の状況について。順次一括して、ご回答させていただきたいと思っております。

まず最初に、防災行政無線の件ですけど、黒潮町の情報通信基盤整備事業、いわゆるCATV事業ですけど、その決定の際には、同時に防災行政無線の改修整備の課題もありました。しかしながら、両方の整備は財政的にも困難であるために、当時、黒潮町が直面していました4つの課題。

1つとしては、行政情報の周知および防災対策などの告知対策。

2点目としては、地上デジタル放送対策。

そして3点目としては、ブロードバンドゼロ地域解消対策。

そして4番目としては、携帯電話不感地域対策。

を一挙に解決できるCATV事業、いわゆる現在の情報通信基盤整備事業を選択して、先行して実施してきたと

ころです。

その際に、佐賀地域で既に整備されておりました、アナログ方式の防災行政無線につきましては、可能な限り継続して使用するという方針で来ておまして、現在も時報、あるいは火災等のサイレン、そして消防団の招集等に使っております。また、場合によっては、佐賀地域に特化した情報にも活用しております。

それから2点目でございますけれど、ケーブルテレビサービスのことでございます。

ケーブルテレビサービスの加入率は、平成24年5月30日現在で37.9パーセント、1,969契約ですので、当初、目標としてきました加入率50パーセントを考えても、苦戦している状況にあると思っております。

ただ、4月1日には自主放送が始まり、今後はデータ放送、これは7月ごろから開始を予定しております。そして区域外放送、これにつきましては、年内に放送が開始できるように目標としております。そういうふうな新事業を計画しております。これらのサービスの充実を図りながら、加入促進のキャンペーン等も検討して、平成27年度をめどに、加入率50パーセントの実現を図っていきたくて考えておるところでございます。

3点目、インターネットサービスのことですけれど。

現在の加入率、現在と申しましても、平成24年5月31日の加入率でございますが、19.5パーセント、1,011契約で、当初、インターネットの加入率は20パーセントを目標にしていたので、まあ、まずまず好調に推移していると思っております。

しかし、民間プロバイダーの設備状況や、さらなる高速化によるサービスの変化に柔軟に対応していかなければならないと考えておるところでございます。

ちなみに、総務省の平成23年度通信利用動向調査の結果をみますと、全国におけるインターネットの人口普及率は79.1パーセント。これは、高知県におきましては68.7パーセントです。となっております、当町におけるインターネットの利用者は今後も増えるものと考えております。

従いまして、平成26年度をめどに加入率の目標値を30パーセントに設定して、加入の促進を進めていきたいと考えております。

そして4点目でございますけれど、携帯電話不感知地域の対策についてでございます。

平成21年度に作成しました、黒潮町情報通信基盤整備事業の設計の中で、大井川地区、大屋敷地区、奥湊川地区、熊野浦地区、大方橋川地区、仲分川地区、米原地区、伴太郎地区、本谷地区。計9カ所の携帯電話基地局の建設を目指した設計を組み込んでまいりました。そのうち、既に5カ所につきましては整備が完了しております、平成24年度には、仲分川、米原地区を既に当初の予算に計上しております。そして、平成25年度には伴太郎地区、本谷地区の事業実施を予定しております、25年度をもちまして当初の計画は完了することになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今ご回答いただきました、防災行政無線でございますね。失礼しました。

これの利用の仕方については、区長さんをお願いして今まで行っていた、地域に対しての行政からのお知らせ等なんかについてもですね、これを利用して区長さんが放送するのですね、何か電話で登録をすればですね、現地に行かなくてもできるというようなことも確か説明にあったと思うんですが。その利用率なんかは順調に進んでいるんでしょうか。

ちょっと私が聞いたところでは、なかなかこう区長さんの中にもですね温度差はあると思って。皆さんが皆

さん、まあ利用しなくてもいいわけですが、まあ利用できる所はですね利用なさったらいと思うんですが。そういうことが本当にできているのかというところですね。

それと、最初にこれの告知放送が始まったときに、非常にクレームが多うございました。まあ、うるさいとかですね、もう、おんなじことを何遍も何遍もやってとか、時間帯を考えてやらないかとかですね、いろんなことを聞いておりましたんですけれども。最近では少し、そのクレームが減ってきたのかなというように思っています。ただですね、何回も何回もおんなじ放送をする、考えてやってもらわないかという話の中にはあります。ただ、まあ必要なこともあり、皆さんに周知をしていただきたいということがあれば、再度、繰り返し繰り返しということにもなると思います。それがまあ、よし悪しというわけではありませんが、住民の皆さんの中にはですね、一定その告知放送については慣れていただいたのではないかなというものがございます。

この告知放送が始まる時に、イメージ的には、昔、大方でやっていた有線放送というような形で理解していただいたら分かりやすいんじゃないですかみたいな説明もして、これに取り組んだことでしたけれども。今はですね、朝と夕方には何か放送があるんじゃないかなというふうな形でですね、私も家にある告知放送を聞いております。

そして、やはりですね外で聞くと、音が割れてなかなか聞きづらいというところがありますが、まあ自宅で聞く場合には、もう非常にきれいに聞けますし。それから、5件ぐらいはもう登録になっているということで、先に入った分から順々に消えていって、近々の5件については聞き直しもできるということでございますね。そして、FM放送も聞けるということで、仕事をしながらこれをご利用になる方というのもしらっしゃると思います。ある一定、告知放送については、地域の皆さんがまあ慣れてきていただいたのかなというふうに私は思っているんですが、そのあたりはどのようにお感じになってますか。

それとですね、2番のですね、ケーブルテレビのことです。

このことについては、まだ、かなり課題が残っていると思います。住民の皆さんとお約束したことについて、まだなかなかできていないところもあると。他局の放送をするに当たって、まだ契約的なものできなくて、約束の日がちが過ぎていっている。6月1日からは、朝日系でしたかね、テレビが見えるということで心待ちにしていた方々もありましたけれども、それがちょっと延びているというような現状がありますので。やっぱり、住民の方とお約束したことはですね、極力頑張って果たしていくということが大事なことだと思います。その事情が分からずに私たちはおるわけですが、住民の皆さまも楽しみにしているという部分がありますので、期待に応えるよう、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思っております。

それと、インターネットを利用した運用についてという点でございますけれども。

このことについて私が聞いているのはですね、特に中山間の地域の方々です。それから、ADSLをお取りになって、ISDNよりADSLは速いということだったんですけれども。ただ、その機能的なものについては非常に条件が悪いということで、この光ケーブルが付いてですね、インターネットが開通するというので、非常に便利になるのではないかと期待を持っていた方が町内にも大変いらっしゃいますし、佐賀の方々の中では、もう線が満杯なので、これ以上お宅には引けませんよというような状況で、断られていた方々もございましたですね、当初のころ。その方々は今、このネットが開通したことによってですね、非常にやっぱり喜んでいてというふうに私は、お使いになっていらっしゃる方は非常に喜んでいてというふうに聞いていますし。それから、私たちが入野地区ですが、情報をやりとりする。特に写真とかですね、やりとりするとき、今まででしたら1枚、2枚付けたらもう動かなかったのがですね、10枚ぐらい張り付けても一瞬にして届くので、この機械に弱い私でもですね、おっ、すごいというような形で、こう感じるような状況になってきました。こう

ということが、情報格差をなくすということなんだなというふうに、私自身は感じています。で、こういったそのインターネットを利用して、いろいろなご商売をされる方なんかもあると思うんですが。

特に現状ですと、全国の就労の体系を考えたときに、今まででしたらいろいろな一次産業、二次産業、そして土木関係だとか、国の産業の中でもいろいろありましたけど、今、若い方をはじめ、このIT産業で従事される方の数というのは、国のその事業の中の60パーセントぐらいの方々がそのIT産業で、まあ飯を食っているというようなこともあるようですので。非常にこういう通信網が、私たちの地域、黒潮町に普及されたということは、そういう雇用の創出という面で、もっと町はですね力を入れていくべき事業ではないかなというふうに私は考えているんですが。そのあたりについては、このインターネットを利用した今後の運用という所でですね、どんなお考えを持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

そして、4番の携帯の不感地域の状況については、頑張っただげていただきたいということでございます。一応3点について、再質問致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、坂本議員の再質問、3点についてお答えしていきたいと思っております。

まず冒頭、私がちょっと確認しましたが、防災行政無線のことですかと言ったとき、どうも今の1点目はですね、防災行政無線ではなくて告知端末のご質問ですね。はい、分かりました。

まず、告知端末のことなんですけれど、告知端末のまずクレームが最初あったけれど、今はどうかということでございますけれど。これは実はですね、クレームは現在でもございます。やはり、やかましいとかですねというクレームが残念ながらございまして。近々の情報推進の担当の方ですね運営審議会を開きまして、それで一定のルールづくりをですね実施する予定です。今月中にもですね、黒潮町情報センター運営審議会を開催して、告知端末の利用ルール、例えば、こういう内容であれば何度も繰り返すことはいけないよとかですね。そういうふうな部分も詰めながら、クレームに対して対応していきたいと考えております。

それから、利用率のことなんですけれど。区長さんなんかの電話での利用率については、残念ながら、率というのはデータとして持ってないです。ただ確かに、区長さんによっても携帯をうまく使いこなせる方と、そうでない方もおいでだと思うんですね。だから、その利用状況についてはそれぞれ違うと思うんですけど、データ記録。例えばセンターの方で、どこの地域で携帯で登録されて流してるかいうことは確認できるわけなんですけれど、かなりの方が利用されてるということが分かっております。

1点目は以上でしたかね。

じゃあ2点目のですね、ケーブルテレビの件にまいりますけれど。そうですね、お約束しておったのが、6月1日には区域外放送、第4波、愛媛朝日テレビ系を流す予定ですよというふうなご説明をしまして、それが実現できてない状況ですので、非常に申し訳ないと思っております。

この理由というのは、やはり、株式会社愛媛朝日テレビの方と再送信同意の許可をもらわなければならないわけなんですけれど、その前提としてですね、在高、高知県内の民放3社からも同意をもらわなければならないという手続きがございまして。それが、相手が問題でございまして、まだそれが了解もらってないという状況ですので、先ほど申しましたように、年内をめどにですね進めてまいりたいと思っております。

そして3点目ですけど、インターネットの件です。この件につきましては、恐らくISDNから光に替わられた方はですね、非常に速度を実感されたと思うんですね。そういう声はよく聞きます。特に動画なんか最近多いと思うんですけど、非常に環境が一変したんじゃないかと思っております。

インターネットを活用した産業おこし、いわゆる ICT の利活用の問題でございますけれど。例えば、NPO 砂浜美術館なんかは、そのネットを特産協と協働です、ネットの販売網作ったりするような計画も聞いておりますけれど、さまざまな利用が可能だと思います。これはもう活用の仕方でございますので、環境は従来とは全く、情報基盤の環境は黒潮町におきましては変わってきましたので、ぜひ産業面でもさまざまな事業者の方がですね使っていただきたいと思っております。

特に、私どもが聞く限りでは建設業者の方なんかですね、その入札なんかのやりとりのところでは、やはり光になることによって、もう一瞬で資料が送れるので、非常に便利であるというふうな声は聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

今、その利用状況ということで、まあ告知端末。情報の無線については緊急のことで、今度、6月の28日でしたかね、一斉に放送をされて、どんな状況かという確認をするということでしたので、その機能を一度全地域で試せるということで、非常に期待をしているところですが。まあ、告知端末についても、だんだんこれは慣れていただくということと、ルールを整理していただいて、住民の皆さんからあって良かったなというような形に整理していただくということで了解致しました。

それで、あとの2番、3番のケーブルテレビの運用と、それからインターネットを利用した雇用の創出であったりとかですね、事業の進め方についてというところが少し気になっているので、再々質問をさせていただきたいのですけれども。

このケーブルテレビというのは、私も先ほどお話ししたように、家に帰って議会放送を見ましたよというふうなこともありますし。それから今、かわいらしい1年生の子どもさんたちがですね、黒潮チルドレンというように形で出てですね、私の好きなことはサッカーですとか、大きくなったらケーキ屋さんになりたいですとか、いろいろ希望を語っていただけるような、大変ほほえましい番組もあったり致しますですね。それに、それから地域のサークル紹介でしたかね、そういうのもあって。この前、私びっくりしたのは、拳ノ川にはアームスリングの何か若い方がたくさんいて、ええっ、地域にこんなにたくましい方がいらっしゃるんだということを再発見しまして、何かうれしかったり、ああ、一度のぞきに行きたいなあとかいうような思いを持ったようなことでもございまして。

テレビで、その全国の放送だとか、それからいろいろな全国の、ほんとに政治経済からですね、それからお笑いまで、ずっとこういろいろなものが、私たちは見ることはできるんですけれども。まあ残念かな、地元の情報というのは全く出てまいりません。そういうことが、このケーブルテレビを通じて見ていけるということで、とても私はうれしい番組だというふうに思っています。何かこういうの、ちょっと適正かどうか分からないんですけど、今までの私たちの生活というのは灯台下暗し。もういろんな世界の状況、国の状況、いろんな状況が見えるんだけど、でも、自分たちの地域が見えてないよという部分があって。そういう部分については、このケーブルテレビというのは非常に有効な手段ではないかと思っていますし。それから、ご近所のお子さんが出たり、それから自分の知った人がテレビの画面を通じてですね目の前に現れてくるという、この新鮮さというのは、非常に見ていてうれしいものでございます。

これをですね、実は経験できない方というのが、私は残念だなと思っています。というのはですね、私たちはまあ駆け込みではございましたけれども、その期間中に整備をしていただきました。インターネットについても、まあ、もちろん同じでなんでございますけれども。

黒潮町の光ネットワークにご加入ください。加入受け付け開始しました、ということがありまして。平成23年の12月31日までについては、Aコースというのはケーブルテレビですね。で、Bコースがインターネット、Cコースは両方、Dコースは告知端末のみ、という形でした。そして、これについては12月31日までには無料で入れるということでしたので、このときに付けた方はですね、非常に有利な形で地域が整備した、地域の住民の皆さんのために整備したものをこう受けられたわけです。しかしながら、今、24年の1月1日以降に手続きをなさる方によってはですね、有料になっております。これはもう当然、最初るときから執行部の方はお話があったので、このことについては、もうそこが悪いと言ってるわけではないのです。これはもう決めて進んでいくし、告知もしてやったことなんですけれども。

実際ですね、なかなか物事というのは、私たちのようにですね、あまり詳しくない人間にとってみるとですね、なかなか分かりにくいところがありまして。言われているんですが、そのことがなかなか理解できない。で、いざ、お隣のテレビでケーブルテレビを使って放送を見ているとですね、あんなのあったら良かったなとかいう、思う状況が出てくるんじゃないかなと思うんですね。

で、今度の議会の生中継が始まるということでですね、何かお聞きしたところによると、ケーブルテレビを付けていらっしゃるお宅に何人かが集まって議会放送を見ていると。今日も見てますか、みたいな状況なんですけれども。まあ、こういうことが行われているというようなことをお聞きしました。となると、それを見た方々がですね、入りたいと思ったときの、この予算なんですよ。

これがですね、加入金が2万1,000円、それから引き込み工事費が2万1,000円でケーブルテレビを見ないといけないわけです。見ないといけないというか、まあ、そういう決まりなんですけれどもね。で、Bコースの場合は、インターネットを付けたいですよといったときに、加入金が2万1,000円で、引き込み料が2万1,000円ということで、4万2,000円掛かるわけです。で、両方私は今から付けたいわということになるとですね、加入金が4万2,000円、工事の引き込み料が2万1,000円です。これで6万3,000円掛かるわけです。

それで、先ほど課長の方からご答弁いただきましたけれども。今から、そのインターネットとかケーブルテレビとか取ってですね、自宅で見たい、それから仕事をしたいというときの経費としてですね、非常に私は、これは負担が大きいのではないかなと思ってます。ということは、負担が大きいということは、先ほどおっしゃった達成目標の数値ですよ。27年度には、テレビは50パーセントを目指したいでしたかね。そういう数値がですね、本当に達成できるのかなという心配をしています。で、これは今のところ、分割はないんですよ。ほんで、条例の中には、町長が認めた場合は、1年間に限り分割納金することができるというふうなものがあります。しかしながら、現在は契約と同時にですね、この高額なものを支払いをしなければインターネットが見れない、ケーブルテレビが見えないという状況です。私は、このあたりに改善の余地があると思うんですが。

例えばですね、私は加入金というのは、もうちょっと時間がないので、先にもう結論を申し上げますけれども。加入金というのは、もう町民であればですよ、要らないんじゃないかというようにも思っています。まあ、町民の皆さまのために公費を投じて作ったシステムですので、もう町民はみんな加入した方であるというような見方もできるのではないかと。で、そういうことによって、まあご自宅に線を引くので、工事費についてはやっぱり実費、発生するとは思いますが。ただ、その加入料ということについてはですね、もう少し考えていく余地がある。2万1,000円を補助するとかですね。

スワンテレビというのが宿毛にありますけど、そこは補助金が出てるようです。ちょっと幾らかというところまで私は調べてませんので、大変申し訳ないんですけど。そういうふうな形ですね、やっていくということも一つの手ではないかと思えます。

これは、町の財政を圧迫するという形でお考えになるかもしれませんが、こういう公共的な事業の投資というのは住民福祉のためにあるわけであって、そのために加入金があるわけですね、これからの住民の皆さまがお使いになるのによね財政的圧迫をするのであればですね、加入金は免除をするとか、減免をするとかいうことも、一つの方法ではないかなと思います。そして、長く使っていただいて、やっぱり使用料を払っていただいて、この事業がやって良かったねと言われるような形に持っていくのが、私はこの事業の目的ではないかというふうに考えています。ぜひそういう点も、ちょっとそろばんをはじいていただいてですね、もう1回ご検討をいただいたらどうかということとですね。

あと、分割が1年に限って、町長が特別に認めた場合によってできるということですが。以前、集落排水の問題もありまして、そのときに下村議員がご提案なされたことがありました。先に施設設備をしておいて、後はそれを分割で納めていただくようなことをしたら、もう少し波及していくのではありませんかというご提案があって、その後、なかなかそれは進んでいませんけれども。

私は、このインターネットの整備とかケーブルテレビの整備についてはですね、その分割というのはですね有効ではないかと考えています。月額1,050円なり、4,200円のインターネット通信と告知放送とかがこう、お支払いを毎月するわけですから。その方がずうっとそのお支払いをしていっていただける上に、その工事の引き込み工事費ならびに接続の料金を分割で乗せていってですね、それが何年間かになるかは、ある程度ご自分で選んでいただくのか、まあ決めておくのかということがありますが。

そういうふうな手法というのは、これからですね。こういう、せっかく町民のために整備した施設ですので、皆さんにもう満足していただける。できたら町民の皆さんにケーブルテレビは見えていただきたいし、インターネットも勉強してやってみたいという方があればですね、取り組んでいただけるような環境整備をするということについてですね、この2点についてはお考えになってみたらどうかと思うんですけど。

課長、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、坂本議員の再々質問、非常にさまざまなご提案をいただいたと思っておりますけれど、お答えしていきたいと思っております。

まず、現在のこの料金体系はですね、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例によって決められておまして、同じくその条例の施行に関する規則、その2つで決められた運営体系になっております。その中で加入金、それから引き込み料、それから利用使用料なんか決められておるわけですけど。

議員おっしゃられたように、私どももですね、これが仮に加入金を取らなくてもよいとか、それから引き込み料が要らないという状況であればですね、加入者は増えさせやすいというふうに考えておまして。

この件につきましては、確か以前、総務課長の方からもですね、区域外放送と同時にそのへんも検討していきたいということも回答したことがあったと記憶してるんですけど。加入促進を目指した条例規則の改正。これは条例ですから、議会の皆さまの同意を得なければできない部分でございますので、加入促進を目指した条例の改正、そしてサービスの向上、セットでですね検討して、今後ご提案させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

課長の一存ではなかなかですね、進めにくいと思いますが。まあ町長、ちょっとそのあたりはですね、議会もですね、もちろん理解をしていかなければいけない部分だと思いますので。

ただ、一番大事なことは、この情報基盤整備事業については非常に予算のことを言われました。費用対効果、それから、事業を投資するときの事業の一般財源の持ち出しというようなことを言われました。ですがですね、いろんな事業にはですね一般財源の持ち出しというのはかなりありますよね。

例えば今回、ご質問もありましたけど、給食の問題ございますね。給食は、まあ、もうちょっと時間が2分しかないのでざっくり申し上げますけれども。年間、今度、黒潮町全域で事業をするに当たっては、年間1億2,000万円の持ち出しが要りますね。実際、地域の皆さんから集めるのは材料費に限られておりますので、その後の運営に対する経費については持ち出しが要るということで。ざっくりした金額ですので、答弁は求めませんので、話はしてるんですけども。

こういうふうにはですね、やっぱり住民のための福祉をするためには、ある程度やっぱりその一般財源を投入する事業というのは、いろいろな形であるということです。ですから、情報基盤整備についても、給食にしてみても、それから、あったかふれあいセンターの運営に当たっても、さまざまな形で住民福祉が行われるということです。

それから、町長のご発言の中に1つございました、産業に対する支援というのがとても弱いというようなことがありました。私も議員になって、予算書を見せていただきましたときに、一次産業への支援措置というのは大変多うございますけれども、商工、6款ですとか、特に商工、6款ですね。あたりのですね支援措置というのは非常に少ないですね。その中で、頑張って地域に納税をしていけよと言われても、なかなか難しいところがあります。

こういった点ですね、町長。こういうふうな、例えばこの事業が進んでいますけれども、町長はこれからこの事業を推進していくために、今ご提案したようなことについてはどのようにお考えになっていますか。

最後にご答弁をお願いできたらと思いますが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

加入推進のための条例改正につきましては、課長が答弁しましたとおり検討は致しますけれども、議会の議決が必要なものでございます。

また、もしもそういう結論になったときには、またお願いしなければならないと考えております。

4番（坂本あやさん）

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

この際、3時15分まで休憩します。

休 憩 14時 57分

再 開 15時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、西村將伸君。

3番（西村將伸君）

本会議最後の質問者として、通告書に基づき、できる限り簡潔に質問させていただきます。

今回、私の質問は、学校給食と、人口減少による縮小社会を前提にした地域づくりの2点についてお聞きをします。

初めに学校給食についてですが、質問内容は、来年度から実施される学校給食、調理業務と配送業務の民間委託の問題でございます。

学校給食は、佐賀地区では昭和43年、議長が確か中学2年生、それから、武政課長もそうだったと思うんですが、そのころだったと記憶しております。そのころに開始されて、児童に栄養バランスの取れた食事を提供することによって、心身の健全な発育と食生活の改善に寄与することを目的に、学校教育活動の一環として実施をされてきております。

来年度からは、この大方地区にも新たな給食センターを設置して、全域の学校で給食がいよいよ始まるわけですが、それ自体、大変喜ばしいことなんですが、これを機会に佐賀、大方の給食センターでの調理業務、配送業務を民間に委託する方針にあります。

その実施に当たって、給食運営、給食内容、衛生管理面において、学校給食の質を低下させることなく委託化を進めて、児童、保護者から信頼される学校給食にしなければならないと思っております。

民間委託の導入は、全国の自治体で、行政改革の必要性から人件費の削減のため、調理業務の民間委託によってコスト削減を図るといったことを目的にしておられると思うんですが。言い換えれば、学校給食の調理員を削減して民間委託すれば、コストは削減できるということだろうと思えます。

そこで伺いますが、通告書に4つの学校給食業務の民間委託にかんする基本方針を問い掛けましたけれども、順序に沿ってお答えしていただきたいと思っております。

1つ目に、委託の方式はどういった内容になるのか。

これは例えば、受託業者が調理とか洗浄業務等を行う場合に、また、既製に町で構えた器具とか消耗品じゃなくてですね、独自に持ち込んだ場合。そういった場合に、教育委員会が規格等を確認するかどうか。そういった確率はあるかどうか。また、献立は今までとはどうなるのか。食材料の購入はどうなるのか。まあ、そういったことですが。

今までと同じであるものはどういったものなのかなど、分かる範囲で結構ですが、お答えを願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは西村議員の、学校給食の業務委託についての基本的な考え方ということについてお答えを致します。

まず1点目のですね、委託の方式でございます。これは、これまでもお答えをしてきましたように、調理業務、そして配送、回収業務。そして、その他、施設設備のですね、清掃、点検、あるいは衛生管理といったこと、すべてにおいて委託を行います。

器具等の備品類ですね。そういったものについては、すべて町の方で構えるという予定を致しております。

それから、献立でございますけれども。献立についてはですね、栄養教諭の方が配置をされる予定になっておりますので、そちらの方で献立は作成をするということになります。

そして、食材については、すべて行政側、町の方で調達をするということを予定をしております。

それから、業者の選定ということでございますけれども。まず、選考委員会を立ち上げまして、その後、一般公募を行います。そして、参加資格審査、いわゆる書類審査等を行いまして、選考委員会によるヒアリング

等を経てですね、決定をするということになろうかと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

その選考委員会を経て、業者を選別するということですが、恐らく、提案型のプロポーザルといった形でやられると思うんですが、それに該当する条件のですね、業者というか、人というか、そういったことはこの町内におるかどうか。それか、町外にそれを求めていくか。

そのへんだけ、もう1点。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

これ、若干2番ともですね関連がしますけれども。基本的にはですね、円滑な民間委託ということになりますと、安全面、それから衛生面ですね。そういったものがしっかりした業者ということが、まず第一条件になろうかと思います。それから、大量調理業務を行う際にですね、確実に行うことができるということも、一つの条件になろうかと思います。そういったノウハウを持ったですね業者が条件になるというふうに判断をしております。そういったことによってですね、選定をしていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

いや、この町内にそういう業者はおられるかおらんか、それをお聞きしたかったが。まあ、おらんがでしょうかね。そのへんをちょっと確かめたかったんですけども。

じゃあ次のですね、その2つ目にですね、円滑な民間委託の実施ということで。もちろん、今教育長おっしゃいましたその安全、衛生管理を徹底するという。まあこれが第一の条件になろうかと思うんですが。

その学校の栄養職員さんですね、この役割いうたら大変大きいと思うんですけども。その配置と、また、それを受けられる受託業者との関係というか、それはどういった形になるんでしょうかね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

現在の調理員さんでございますけれども。基本的にはですね、受託業者の方で調理員の方は雇用をするということになろうかと思います。

（西村議員から「栄養職員」との発言あり）

失礼しました。栄養職員ですかね。

栄養職員につきましては、今現在、佐賀給食センターの方にですね、1名配置になっております。

新たにセンターができますと、そちらにもですね1名配置をされるという予定になっておりまして、当然、献立、それから栄養管理等をですね行っていくということになろうかと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

3 つ目のですね、民間委託に伴う経費節減額についてですが。

この直営に要するその経費と、民間委託に要する経費。またそれと、これに付随してくると思うんですけども、さらにその労務管理の必要性がなくなりますよね、民間委託するということは。そういった面などですね、その給食運営がどんなふうに変わっていくかを、そのへんをお聞きしたいと思います。

その経費面は、旧、例えばですね、佐賀のセンターだけ。その対比だけで結構です。今、佐賀の給食センターに何千万かの運営コストが掛かりようと。それが民営化された場合には、これぐらいと。その対比で結構ですけど。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

経費についてございます。基本的にですね、給食センターの経費につきましては、食材については、当然、給食費の方で賄われます。係る経費は、光熱水費、それから人件費といったことになろうかと思えます。

現在、佐賀のですね給食センターの方で運営をしております、その運営費でございませうけれども。これ、23 年度の予算ベースで申します。概算の数字になりますけれども、合計額でですね 8,774 万 9,000 円ということになっております。そのうちですね、賄材料費、いわゆる給食費がですね、2,640 万ということになっております。この差額がですね、いわゆる町の純負担額ということになってまいりますので、6,134 万 9,000 円ということになります。

先ほど、坂本議員の方からお話がありましたけれども、両センターを運営した場合に 1 億 2,000 万というお話がありました。これはそういった、行政側が運営した場合の経費、2 つの施設分ということではなかろうかと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

もう 1 点、お聞きしたいんですけども。

私がお聞きしたいのは、今、町直営でやられるその給食センターの運営費と、今度、民間に委託する場合の運営費の差額は。

例えば、佐賀の給食センターにおいてだけで結構ですけども、どれぐらいの差額を見込まれておるかということをお聞きして。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

失礼しました。

仮にですね、佐賀の給食センターを民間委託をした場合でございます。この場合にですね、人件費のその設定ということがまず問題になってきますけれども、現在、算定をしました数字でいきますと、合計の経費がですね 4,970 万余りという予定になっております。

それから、これは 25 年度を見越した数字になっておりますので、直接比較はできませんけれども、委託をし

た場合、25年度の数字ということですが。

そのうち、賄材料費がですね、1,958万2,000円ということになります。従いまして、差額としてはですね、3,020万程度の町費ということになります。これが、先ほど申しました金額との差になります。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

まあ今、かなり差額が出るようですけども。

今、材料費は保護者の負担ということになっちゃうがですかね。どれぐらいでしたかね、170円から190円ぐらいでしたか。どれぐらい、材料費の負担は。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

給食費のことだと思いますけれども。給食費についてはですね、小学校の方が260円と、それから、中学校が290円ということになっております。先生方も、290円ということになっております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

260円と290円が食事代と。これ、材料費ということでかまんね。はい。分かりました。

じゃあ、その4つ目にですね、現在のその佐賀の給食センターの調理業務に従事されている職員の処遇についてお伺いしますが。これは、長年務めてきたその調理業務から離れていく不安ということもあるんでしょうし、また、調理職員の希望する職場環境等を聞く場もあったかと思うんですけども。

そういったことも含めて、これからのその処遇をお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

現在、佐賀の給食センターにおられる調理員さんでございますけれども。基本的には、他の職場への配置転換ということになろうかと思えます。

大方地域の小学校6校のうち、学校校務員はですね、そのうち5校に配置をされておられません。当然、給食が始まりますと、学校の方へ学校校務員が必要になってまいります。そういったことから、その学校への配置転換、あるいは、保育所の方へですね配置転換ということになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

いや、結局、今の職場におられる人がですね、調理業務からまた別途のどこへ行って別の仕事するときに、私はまあサラリーマンしたことないから分かりませんが、今までしたことのないことに携わっていく不安もあると思うんですが。まあ、そういった聞く場はあったかどうか聞きかけたんですけど、まあ、あったということでしょうね。

職員さんは納得されていると、そういったことで構いませんか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

現在の調理員さんの方にはですね、そういった形になりますということで、一定のご理解はいただいているものというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

はい、分かりました。

まあ、勤め人のつらいところもあるでしょうし、またそれは上司の命令があればですね、それに従ってそこで仕事をこなすということも、また致し方ないのかなとは思いますが。

それですね、すいません。もう1点だけ、ちょっと詰めたところがありまして。

その受託業者の選定について、再度お聞きしたいんですけども。

実のところ、私は学校給食のその民間委託にかんして、この参加資格に経営規模とか、業務履行能力等のその基準を設けて、その参加資格のすべての条件に適合してる業者から提案を求めるということも重要なことだろうと思っております。

ただですね、この40数年間、佐賀の給食センター直営でやられてきて、その職員たちでできたことが、これが民間委託されるというときに、例えばそれが、児童保護者から信頼される学校給食ということで目指すとしたらですね、私のこれは考えです。いっそのことですね、町が100パーセント出資した、町長が社長とした株式会社を設立して学校給食を運営する。そのUターンを含めた、その地元雇用を図ると。ほんとに、この施策の施政方針に町長の思いも入れるとですね、この黒潮町の課題っていうのは、高齢者問題と、それと雇用の場の創出ということなわけです。

私はこれ、商工会の方にも問い掛けて、商工会の方とか、農協とか、そういう受け皿づくりはできんかねえと、もう1年以上前から問い掛けておたわけですけども、まだその返事はありません。

ただこういうふうに、私は、町が責任を持って、この委託するということは、その責任が受託業者になるのか、それか町になるのか。そのへんも保護者の人たちにとってはですね、不安な部分もあろうかと思えます。そういったことも払拭（ふっしょく）する意味でも、そういった形を取ってもらえればなあと。

まあ、今の形ですとですね、大変失礼な言い方かもしれませんが、まあ民間は、その営利を目的にして応募してくるわけです。その人件費の差額の部分で利益を上げるのかどうか分かりませんが、その実績のある大手の業者に委託すればですね、それは教育委員会というか、ごめんなさいね。そういった、非常に責任逃れになるんじゃないかなと。大変楽な方法を選ぶもんだなあと、私は思っておるわけです。

しかしながら、昨日のですね同僚議員からも指摘があった、町長の施政方針からすれば、雇用対策の充実にある、ふるさと雇用対策基金事業などでですね雇用の場の確保を図るとしておりますけれども。ほとんど周り見ておりますとですね、その対策にはそんなにも持続性がありません。いつ終わるか、大変不安な、不安定な状態にあるわけです。

また、その施政方針の締めくくりには、これ読ませていただきますけれども。

本町には、少子高齢化、産業の疲弊、南海地震対策など、さまざまな課題が山積しております。そのどれ一つを取っても容易に解決できる問題ではありませんが、しかしながら、私たち行政に携わる者は、それらに立

ち向かい、闘っていくことが使命であり、そのために職員一丸となり、全力で行政運営を行いますとしておるわけですね。

この施政方針とは、まあこんなもんだと言われればそうなんでしょうけれども。私はですね、若い大西町長への期待は、このやり方次第ではですね、ましてこの中にも、所得の、こういう行政とは、再分配であると。そういったこともうたわれていることもあってですね、私はこういった雇用を図れる機会にあるのに、みすみすそれを手放してしまうというか、あきらめるといってはですね、ちょっとそのへんが、私からしたらちょっと情けないように思うとるわけです。

この学校給食、最後の質問ですけれども。まあ町長の政治判断も必要でしょうし、また、話のすり合わせ、せっかく出来上がった基本方針がまた変わってしまうということでは困るかもしれませんが。ただ、検討する余地は、まだ来年度の話ですから、あると思うんですけど。

その所見をお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、大きな方向性と致しましては、教育長が答弁申し上げましたとおり、民間委託を考えております。

そして、これまでの検討内容でございますけれども。この地元雇用にも最大限配慮しなければならない、これも当然のことでございます。

ご指摘をいただきました、その学校給食の運営団体の設立というところまでは検討に至っておりませんが、少なくとも調理員の方につきましては、地元雇用を最優先すると。あるいは、それを条件にすると。そういうことはできようかと思っております。

ここにつきましては、検討を今継続してるところでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

調理員は、ぜひ地元雇用でということですね。最優先してほしいと思っております。

私が申し上げました、その 100 パーセント町で取り組まれておる町というのは広島県にありまして、それは町長の公約だったそうですけれども。非常に、町が責任を持つという意味で、100 パーセント町の出資の会社が調理業務を受けると。非常に好評であるそうです。

それと、教育長にこれはお願いですけれども。

個人的にお話ししたときにですね、非常にその給食というのは衛生面に気を取られる。そういったビデオもあるんだと。また、その中にですね、今度、全学校で給食が始まる時にはですね、日ごろのその調理、洗浄の様子とかですね、それから、配膳時のときに子どもへの声掛けとか、そういったビデオ。せっかく、何ですか、IWK でしたか、できたもんですから。ぜひそういったもんですからね紹介してもらって、衛生面、そういったことにも配慮していると、そういったことをぜひ流していただきたいと思っております。

そのへんだけは約束してもらえますかね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

学校給食ができるまでのですね、そういった状況、それから、どういった形で調理員さんがかかわってです

ね、安全、安心な給食ができてきているかというようなことで、ビデオも作成しております。

このビデオはですね、各学校の方でも児童生徒に見せておりますし、ぜひまたそういったものもですね、広く町民の皆さんにもご覧いただいでですね、内容を分かっていたくというふうなことも検討したいと思います。前向きに検討します。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

じゃあ2点目の、将来の地域づくりについてお聞きをしたいと思えます。

平成22年12月定例会に、人口減少社会を想定した、私は高齢者福祉等を伺ったところですけれども。その後、地域づくりを考える上では、どうしても、その少子高齢化に直結する、人口減少問題にどうしても行き着いてしまいます。

これは、現東京大学の増田寛也教授の資料を参考に致しますけれども。この4月発表の総務省の推計では、昨年10月1日時点での日本の総人口は約1億2,780万人で、前年比25万9,000人減っております。過去最大の減少となりました。また今後、減少幅は急速に拡大して、あと数年で年に50万人の減少。毎年100万人単位で減る時代も、そうは遠くはないと推測されております。これはまあ言い換えれば、政令指定都市が毎年1つずつ日本からなくなっていくという勘定になるわけですが。

今年1月に発表された、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測でも、2060年、これはまだ先の話ですけれども、40年先ぐらいですかね。日本の総人口は約8,674万人と。現在の、実に3分の2まで減少するとなっております。ほんとに日々、この大方に通う間でも、道路端に葬儀の立て札がない日はないぐらいにですね、人口がどんどんどんどん減っております。私の周りも例外じゃなくてですね、年を追うごとに寂しくなっていくっておるわけですが。

こういったふうですね、数字が具体的に出されて、ある程度予測されているとはいえですね、人口増加や、その経済成長が著しかった高度成長時代の発想とか仕組みからはですね、もうそろそろ決別して、縮小社会を前提にした地域づくりへの展開が求められるときじゃないかと、そういった私は思いはしておるわけです。

私たちが住むこの高知県の推計人口は、今年5月1日現在で75万3,624人で、黒潮町は1万1,909人です。黒潮町は、そのうち65歳以上が4,357人と、その人口割合から言うとですね、36.6パーセントとなっております。これは分かりやすく言い換えれば、3人に1人が年金受給者と、そういった社会になっておるわけです。これはわが町に限らず、高知県全体が少子高齢化の先進地みたいなものですから、まあ、尾崎知事は、こういった少子高齢化社会における地方社会の在り方、取り組みの政策推進等など、高知県を基軸に全国へ情報発信したいと言っておりますけれども。

私は、高齢化自体は悪いとは思ってなくてですね、むしろ問題なのはですね、少子高齢化。結局、これからの経済を支える、その労働人口が減少する。そういったことが、私は問題だと思っております。こういった、その人口規模の縮小、その人口構造の変化というのは、わが町の産業経済や福祉、教育、暮らしといったあらゆる分野にさまざまな影響が出てくると思えます。

そこでお伺いしますけれども、身近な問題の質問としたいと思っておりますので。

まず初めにですね、18年後、2030年の黒潮町の人口予測と、将来に向けて取り組むべき課題というか、政策推進として、現時点で重要と思われることを何点か挙げていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

西村議員の、将来の地域づくりにつきましてお答えさせていただきます。

今、ご質問のありました、30年後の黒潮町の人口の推移でございますけれども。

（西村議員から「18年後、2030年」との発言あり）

2030年。

（西村議員から「30年後。まあ、どっちでもかまん」との発言あり）

どうも失礼致しました。

黒潮町もですね、合併時には1万3,437人いました。17年の3月31日近くでございますけれども。いた人口がですね、合併後、今言いましたように合併後30年後、平成47年になるわけでございますけれども、8,043人と推計がされております。人数で5,394人の大幅な減少となり、減少率は約40パーセントという大幅な減少率となっております。

少し、この数字でございますけれども。現在、佐賀地域の人口がですね、3,714名でございますので、それよりさらに大きいことを考えればですね、大変な数字であるというふうに認識をしているところでございます。

そこで、重要な課題でございますけれども。さまざまなこれ、課題があろうかと思えます。公共交通の問題とか、これからの高齢者福祉の問題とかですね、住生活の環境の問題、それから農林業、漁業の衰退とかですね、集落コミュニティーや機能の維持、保全ができなくなるといったところ。それから、学校教育にも大きく影響してくると思えます。現在の学校のままではですね、なかなかいけない。統合が必要になってこようかと思っておりますし。また商業、商店街の衰退がですね、大きな課題になってこようかと思っております。

まだまだそのほかにもありますけれども、主なものとしてですね、こういったもんが言えるのではないかとこのように考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

当然、高齢化に向けた施策等が重要な課題になるとは思います。

予測する中で、まあ例えば役所で取れる策としたら、職員の削減ということもあり得るだろうし、また、その行政サービスの中で、行政コストを押し下げていくということも大事な要素かもしれません。

ただ、職員の削減にしてみればですね、将来、その役場の人材が空洞化するという危険性もはらんでおりまして、公共サービスの民間委託はこれからも、まあ給食センターも含めて進むと考えられますけれども。

私は、職員の絶対数の削減というよりも、民間企業並みのビジネスセンスをいうか、感覚を養う教育制度の導入が本質的には必要じゃないかなと、そう思っております。

それで、今日、誰の質問でしたか同僚議員の中で、武政課長おっしゃいました、建築士がおらんからと。そういう部分も含めてですね、いろんなそういったビジネス感覚。まあ、これは建築士がビジネス感覚ということじゃないですけども、そういったことの取り組みも必要だろうと思うんです。

それから、業務行政サービスでですね、例えば、これはなぜ行政サービスのコストを下げる必要があるろうかと、私はですね。まあ、この65歳の方がもうこれほど多くなって、年金生活者が増えてくるとですね、今、住民の方が何を負担に感じているかという、税の負担であるとか、まあ、今ありましたケーブルテレビの1,050円もそうでしょうし、いろいろな、固定資産税、住民税。なかなか年金の中から、介護保険料もそうです。こういった、高齢者が増えると介護保険代は次第に増えるわけです。それから、皆さんもご存じのように、国税も当然のように会計が苦しくなっていく。そういった負担が増してきておるわけです。

住民にすればですね、立派な公共施設等も必要なんですけれども、身近な、自分とこの玄関先のアスファルトが10センチ、20センチはげることの方が関心があるわけですし、普段のこれからの老後生活をどう賄うていくかと、そういった不安を持っているんだろうと私は思っております。

ですから、むしろ黒潮町で住むことで、それほど経費の掛からない町になってほしいと。これは私だけでなくでもですね、皆さんが思ってることだと思っております。

ここで、その行政サービス。例えば、千葉県の流山市なんかは徹底しての経費節減で、住民一人当たりの行政コストを下げていくと。そういった中で、その経費節減によって浮いた税金。これは教育長にも考えてほしいんですけども、給食センターを完全な民間委託になったとき。これは経費節減が、今、少し数値で表してくれましたけれども、それを子育て支援とかですね、そういった充実を図る。まあ、国保税への補てんはどうかとは思いますが、まあ、そういったことも含めてですね、経費を節減した効果を出していくと。ただ下げるばかりで、その余ったお金をどこに使うか分かんないというがですかね、ちょっと納得がいきませんので、そういったことも考えられるだろうと思うんです。

そこで、職員の削減のビジネス感覚を養うその教育制度と、それと、行政サービスの行政コストを下げていく、このバランスシートを公表するという、まあ、このへんのところ。

この2点、少しお聞きしたいんですけれども。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

西村議員の再質問にお答えします。

職員の削減とですね、行政サービスのコストの関係かと思えます。

まず、職員の削減でございますけれども。この人口減少が伴えばですね、どうしてもこの職員の削減というのは、もう避けて通れない状況ではないかと思っております。が、逆にですね、今議員が言われましたように、住民サービスの低下というのはもう当然出てまいろうかと思っております。このへんがですね、どうも、もろ刃の剣的なことになっておりまして、大変難しい問題であるというふうに考えております。

また、役場は、町内ではですね最大の雇用の場となっております、職員の削減は地域経済の低下を招くというようなことにもつながってくるのではないかというふうに考えております。しかし、人口が減少すればですね、企業のない本町はですね、人口が算定基礎となっております地方交付税がですね財源の大部分を占めておりますので、財政規模を縮小せざるを得ない状況が発生してまいります。

財政規模が縮小されますとですね、当然、今言いましたけれども、人件費の削減は伴ってまいります。が、逆に人件費の削減によってですね、住民生活に必要な取り組みが出てくるといったこともあろうかと思えます。

このように、人員の削減はどうしても、人口減少にとっては避けて通れない状況ではございますけれども、今議員が申されましたように、職員のレベルアップといえますか、どうしても職員一人一人へ期待するしかないというふうに考えておりまして。そのためには、どうしても職員の人材育成が欠かせないというふうに思っております。現在も黒潮町の人材育成基本方針にのっとりながらですね、この職員のレベルアップに努めておるといったところでございます。

また、行政サービスのお話が出ましたけれども。この件につきましてはですね、住民一人当たりの行政コストは、当然、行政経費の削減も大きく影響してきますが、人口が大きい市はですね、人口が小さい町村に比べて、基本的にはどうしても数字が大きくなっていくというふうに認識しております。

ちなみに、本町の平成22年度の住民一人当たりの行政コストはですね、49万4,000円となっております、

まあ高いか低いかわ、ちょっと比較する材料がなかったもんでですね、なかなか分かりにくいとこでございませうけれども。まあ、この財政指標あたりを見ますと、約平均に近いものかなというふうな考えておるとこでございませう。

そういったことで、当然、行政経費を削減すればですね、即、その削減した経費というのは、先ほども言いましたけれども、さまざまな施策に充当できるようになってまいりますので、行政サービスの向上につながってまいりますというふうな考えておるとこでございませう。

以上でございませう。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

そうですね。行政コストというのも、その市の大きさにもあるでしょうし。

ただ、参考にしてほしかったのは、佐川町が大体似たような町ですのでね。そのへんの比較と比べて、まあ私は運営がまずいとか、そういったことを申し上げる気持ちはありません。ただ、高齢化していく中で、当然これはもうすぐ前に見えてる問題ですので。

それと、医療、介護。この医療費、介護保険の負担というのは、今後もまあ軽くなることはまずないと思うがです。それと、サービスの地域格差も広がっておってですね、介護保険が安いとこ、これがもう次第に、この四国管内でも出てきております。

こうした中でですね生活するのに、国のインフラ整備を待つというようなことはなかなか待っておられんわけですね。予防医療ということをおっしゃいますし、その充実こそがその医療費削減と、受診者の負担軽減に結びつくと。そういった姿勢も受けられます。結局、この医療、介護というのは、これ最大の産業にあり得る可能性もあるわけですね。

それからもう1つには、少子高齢化。この少子化の中で、高齢化の中で、経済的なその人口構成で増え続ける高齢者世帯へのサービス産業が確定していくことはご存じでしょうけれども、子育て中の人を支援するビジネスとかですね、NPOが全国でも伸びてきております。

最もその身近な所でおっしゃれば、あつたかふれあいセンター。この前、あの北郷地区へ向いて、教育厚生で見せていただきましたけれども。女性の方、随分集まってましてですね、元気のある方が随分多かったですね。あの中に、宮川課長ですか。わざわざ何か話した中で、これぐらいの時間でこんなアイデアがいっぱい出るよねえと、そういった会話がありましてですね。そのとき私感じたのは、やっぱりその中に、子育て中のお母さんがちょっと買い物に行き、ちょっと時間を、体を休めたいと。そういったときの1時間、2時間の子守り。そういったことがここに加味されたら、随分雰囲気はええねと思うわけですね。なかなか都会では醸し出せない、あの雰囲気であつたらうと思ったわけですね。

結局、そういった、その草の根の保育ビジネスみたいなもんですけれども、そこを有料にするというのもどうかは思うんですけれども。もしそれが許されるならですね、その生活に密着した問題だけに、私は工夫次第で町の方からもそういった、あつたかふれあいに来られる方への支援策と。そういった、背中をちょっと押すだけで、いろんなものが広がっていくなあと感じたわけですね。

その2点、すいませんけれどもお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

医療、介護の件につきまして、お答えさせていただきます。

町ではですね、議員が今ご指摘されたように、予防医療の充実こそが本当の医療費抑制とですね、受診者の負担軽減に結び付くものと考えておりました。現在、医療費の削減や介護保険のですね、要介護者の増加の抑制につながるような取り組みとしまして、特定健診の実施やですね、将来的に介護状態になる恐れのある高齢者を対象に介護予防教室などを行っておるところでございます。

そういうことで、今後もですね積極的にそういう予防事業といたしますか、は取り組んでいかないかというふうに考えております。

また、この医療、介護はですね、今後大きな産業になってくるというようなご質問がございましたけれども。確かに、そういったこともあろうかと思えます。まあ若干、議員のご質問に沿わないところもあるかもしれませんが、今、介護保険ではですね、町内にも特別養護老人ホームとかさまざまな施設がありまして、こういったことで町も計画を立てながらですね、そういう部分も増やしておりますので。それが増えるということになりますと、雇用も当然増えてまいりますし。

ただし、ここの部分も、先ほども言いましたけど、もろ刃の剣がございましてですね、施設が増えれば増えるほど、負担がまた逆に増えてくるといった、まあ大きな問題もございます。

そこで、先ほど議員が指摘されましたような、あったかふれあいセンター的な部分をですね、いわば有料といたしますか、そういった分も含めながらですね今後考えていくとなればですね、そういった産業というか雇用もですねつながってこようかと思えますんで、今後もですね、そういった老人福祉政策といたしますか、も考えていきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

質問した事項にも、その工夫次第でビジネスチャンスがあると。

私は、何でもかんでも商売に結び付ける癖がありまして、悪い癖かも分かりませんが。まあ、行政側にしたら、そんなことできんぜ、というところがあるかもしれませんけどもね。

ただ、そういった意味でも、やっぱり民間企業並みのビジネス感覚というものは町職員には必要じゃないかなと、私は常日ごろ思っております。

また、この定例会で一番多かった質問事項というのは、地震、津波対策であったわけですが。この防災機能の強化を図ることは当然の施策ですし、急務と私も自覚はしております。

ただですね、100年、1000年に一度の地震想定での物差しを、今の、例えば5年、10年のスパンのまちづくりに当てがうのも、ほんとに私は、議席でお聞きしよって悩ましいわけです。これ、中心市街地活性化事業、どうなるのかなと、そういった悩ましいさも感じておるわけです。ただ、人口が縮小していく黒潮町にあっては、町の機能を守り切る、私は抜本対策よりも、減災、それから災害から身を守るといった防災対策がですね、いいんじゃないかなと。

また、そういったことが一段落すれば、もう1つには、今までに社会資本整備されたものの老朽化対策を急ぐ。それから、持続更新することに重点を置き換えていく。

例えばですね、昔のこの道路。町道なんかもそうです。国道もそうだったんですけど、人の道だったわけです。人が歩く、人道であったわけです。それが、高度成長時代にいつの間にか車の方が幅を利かして。うちの近所であったんですけども、なかなかよけんおばあさんがおりました。これは、人と車は四分六じゃと。車が四分で人は六分だと、そういった主張してね、なかなか車からよけないおばあさんもおったわけです。

しかし、こういった車優先の道路から人優先の、例えば歩道の拡張とか、それから、子どもとか高齢者がつまづかないような舗装の整備とか、階段はできる限り少のうにしてバリアフリー化などとかですね、そういった生活に密着したことに公共事業も変えていく時代が来たんじゃないかなと、私は思っております。

同僚議員がおっしゃいました、住宅リフォームの助成制度。そういったことも含めてですね、ほんとに身近なことの方にももう少し重点を置いてほしいと。大きな事業をやりようきに、このことはちょっと待ってねと、そういうがじゃなしにですね、もう少しそのへんに向けてもらいたいと思います。

それから、そのほかにスマートコミュニティ、総務課長の方から賢いまちづくりという意味もあると。そういった事業が取り組まれております。こうした事業と関連して、生活に必要な機能が、隣接した中心地、市街地に住民が住まいできる。まあ、集まって一緒に住もうよといった、その持続可能なまちづくりと。コンパクトシティと言うらしいんですけども、それを。そういった構想が考えられるわけですけども。

最後に町長にお聞きします。この縮小社会において、黒潮町の将来のまちづくりについての、スマートコミュニティ、賢いまちづくりといった、そういったコンパクトタウンと。まあ高台に、いろんなものが将来移っていくときには、こうなるろうと。そういった思いで結構でございます。最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

総論的な答弁になるかと思いますが、ご理解いただければと思います。

まず、縮小社会を想定しなければならぬ。これはもう与えられた環境であると思っております。

しかしながら、カウンター政策を打っていくと。これもまた必要な姿勢であると思っておりますけれども、今回につきましては、その縮小社会を想定したといったところで、若干お話をさせていただければと思います。

まず、これまでもだんだんに申し上げてまいりましたが、縮小していくに従いまして、やはり行政業務の方も縮小していかなければならぬ、こういったことが想定されるわけでございます。しかしながら、行政業務が縮小したからといって住民サービスが低下すると、こういったことにあってはならない。これが行政の最大の責任であると思っております。そのために、経費節減を伴うアウトソーシング。こういったものをどんどんどんどん進めていって、住民サービスは低下させない。もしかしたら、質は少し変わるかも分かりませんが、民間でできるそういったスキームの中で、これまで行政が担保してまいりましたサービスをしっかりと保持していく。こういったことも、まず必要であろうかと思っております。

それから、矢野議員からよくご指摘をいただきます、分散型の。これ、私もまさにこのとおりでと思っております。最近ではアウトリーチ型の行政と言うそうでございますけれども、簡単に申しますと出前行政。これから、行政業務に限って言えば、財政規模が縮小することが予想されておりますので、その縮小した財政規模の中で、なおかつ住民サービスを低下させない。

その手法は、1 つは経費節減を求めてアウトソーシングすると。これも一つの手法であるかと思っておりますけれども。

もう1つは、行政内部から発するサービスにつきまして、質の低下を絶対に防ぐ。より質の高いものにしていく。いわゆるコスト、今までの B/C（ビーバイシー）のベネフィットの方が大きくなるような、そういったサービスを心掛けていかなければならぬ。これが、行政の姿勢であると思っております。

ここまでは、答弁は行政のあるべき姿、そういったものについてちょっと答弁をさせていただきました。

次に、町でございますけれども。まず、大きく自分の中で認識しておりますのは、この町の中で、昨今の経

济低迷の中で行政の占める割合、ウエートが非常に大きくなってきているわけでございますけれども。当然、この町というのは行政だけで構成されているものではございません。そういったことで、民間活力をいかに活用していくか、こういったことに懸かっていると思っております。

これからさまざまなテストケース、トライアンドエラーも繰り返していきながら、テストケースを講じていかなければならないと思っておりますけれども。まず、成功モデルのための要因を兼ね備えた民間企業、こういった所に的確な支援策を講じていく。行政が行政で雇用はつくれなくても、行政の的確な支援があれば、1人、2人の雇用増が見込める。あるいは起業が見込める。こういったところが主流になってこようかと思っております。

それからまた、議員ご指摘いただきました中心市街地。こちらの方も、商業機能の集積をまず第一義的にとらえて整備をする方針でございますけれども、これだけでは、単なる商業機能の集積でございます。いわゆる中心市街地におけるコンパクトシティの思想を持って、住民の皆さんにも利便性を感じていただく。こういったことも必要であろうかと思っておりますけれども、前段申し上げました、アウトリーチ型の行政。これと併存していくということも重々認識した上で政策決定をしていかなければならないと思っております。

それからまた、大きくこれから与えられてくる条件がさまざま出てこようかと思っております。まず、この人口減少というのが第一。尾崎知事も、まず高知県の根本課題、これは少子高齢化による経済規模の縮小であると、こういった明確に指針を出されているわけでございます。おっしゃるとおりであると思っております。

それに波及しまして、さまざまなものがぶら下がるわけでございますけれども。

それ以外にも、例えば今回、3月31日に突き付けられたこういった数字。これについてはもう対応しなければならぬと、まあ義務であると思っております。これにつきましても全力でやっつけていかなければならぬ。つまり、これから目指していこうと思っていたまちづくりのすべての政策決定の中に、防災という視点を組み込んでいかなければならぬ。こういったことは人口が減ろうが減るまいが、特に重要なものであると思っております。

それから、この人口減少が起こった場合に、最も影響を受けるであろうとされる所、これが中山間でございます。こうならないために、今のうちに行政サービス、行政単体として提供するサービスが低下しても地域が自活できる。こういった地域社会づくりをつくっていかなければならぬと考えております。その手法として、集落活動センターであったり、あるいは福祉という切り口でいきますと、あつたかふれあいセンターであったりと、そういったことになってございます。これらの業務をしっかりと、地に足を付けて一つ一つ固めていくと。こういった作業が今求められていると思っております。

それから最後になりますけれども、人口減少によって経済のパイの縮小が起こる。これが根本的課題であるという知事の基本的な表明でございますけれども。これは、黒潮町にとっても同様でございます。これがまず最大の課題であると思っております。これを解決しないことには、黒潮町は成立していかないと。これが、よく下村議員からご質問いただきます、町の発展の姿ということにつながってこようかと思っておりますけれども。

結局のところ、人口が減少し、地域内の経済が停滞をし、そして地域内の通貨流通量が減っていくと。こういったことになると、地域内の経済はまず回らなくなると。そういったことに、どういったカンフル剤を打っていくかということになるかと思いますが。これまでは、それが公共事業であったと思っております。これからも適切な事業量は確保し、公共事業を推進していくべきである。これが私の基本認識でございますが、それ以外のカンフル剤が必要となつてこようかと思っております。

大きく期待しておりますのは、やはりこの財政力の弱い市町村単体では、単独事業で大型のカンフルを用意することはできません。そうなりますと、現実的手法として、国の方向性、あるいは県の方向性にしっかりと

合致して地域づくりを行っていく。こういったスキームは豊富に用意されているわけですから、これが現実的な手法であると思っております。

今回で申し上げますと、グリーン・ニューディール。前段、だんだんにも答弁さしていただきましたが、複合的要素を持った事業に対する資本投下、いわゆる今回はFS事業の中で、バイオマスを集中的に調査、検討させていただきたいというお話をさしていただきました。これにつきましては、私たちが今持っている構想では、地域内での雇用を生み、地域内でのエネルギー自活を促し、そして、環境施策にもつながる。こういったことになってございます。こういった分野がまだまだあるはずでございます。そういった部分につきまして、さまざまな所から情報収集を行いながら、一つ一つ積み上げていく。こういった作業が必要になってこようかと思っております。

いずれに致しましても、行政だけで解決できる課題ではございません。議会の方からもご意見、ご指導を賜りながら、あるいは民間の有識者の皆さん、あるいは既にご商売をされている皆さんから、しっかりご意見をお伺いし、的確な施策を打っていく。もう間違っている余裕はないと思っております。なお一層ご指導をお願いして、答弁とさせていただきますと思います。

(西村議員から「はい。これで終わります」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 16時 14分